特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律

平成20年 6月18日 法律 第74号

### 改正前

## 改正後

### 目次-

施行日:平成21年12月 1日

第一章 総則 (第一条)

第二章 訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売 第一節 定義(第二条)

第二節 訪問販売 (第三条-第十条)

第三節 通信販売 (第十一条-第十五条)

第四節 電話勧誘販売 (第十六条-第二十五条) 第五節 雑則 (第二十六条-第三十二条の二)

第三章 連鎖販売取引 (第三十三条-第四十条の

第四章 特定継続的役務提供(第四十一条-第五十 条)

第五章 業務提供誘引販売取引(第五十一条-第五 十八条の三)

第五章の二 差止請求権 (第五十八条の四-第五十 八条の十)

第六章 雑則(第五十九条-第六十九条) 第七章 罰則 (第七十条-第七十六条)

附則

### 目次

第一章 総則(第一条)

第二章 訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売 第一節 定義(第二条)

第二節 訪問販売(第三条-第十条)

第三節 通信販売 (第十一条-第十五条の二)

第四節 電話勧誘販売(第十六条-第二十五条) 第五節 雑則 (第二十六条-第三十二条の二)

第三章 連鎖販売取引 (第三十三条-第四十条の

第四章 特定継続的役務提供(第四十一条-第五十

第五章 業務提供誘引販売取引(第五十一条-第五 十八条の三)

第五章の二 差止請求権(第五十八条の四-第五十 八条の十)

第六章 雑則(第五十九条-第六十九条) 第七章 罰則 (第七十条-第七十六条) 附則

#### 本則-

施行日:平成20年12月 1日

第二章 訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売 第一節 定義

(定義)

第二条 この章において「訪問販売」とは、次に掲 げるものをいう。

- 一 販売業者又は役務の提供の事業を営む者(以 下「役務提供事業者」という。)が営業所、 代理店その他の経済産業省令で定める場所 (以下「営業所等」という。)以外の場所に おいて、売買契約の申込みを受け、若しくは 売買契約を締結して行う指定商品若しくは指 定権利の販売又は役務を有償で提供する契約 (以下「役務提供契約」という。) の申込み を受け、若しくは役務提供契約を締結して行 う指定役務の提供
- 二 販売業者又は役務提供事業者が、営業所等に おいて、営業所等以外の場所において呼び止 めて営業所等に同行させた者その他政令で定 める方法により誘引した者(以下「特定顧 客」という。)から売買契約の申込みを受 け、若しくは特定顧客と売買契約を締結して 行う指定商品若しくは指定権利の販売又は特

第二章 訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売 第一節 定義

(定義)

第二条 この章において「訪問販売」とは、次に掲 げるものをいう。

- 一 販売業者又は役務の提供の事業を営む者(以 下「役務提供事業者」という。)が営業所、 代理店その他の経済産業省令で定める場所 (以下「営業所等」という。)以外の場所に おいて、売買契約の申込みを受け、若しくは 売買契約を締結して行う指定商品若しくは指 定権利の販売又は役務を有償で提供する契約 (以下「役務提供契約」という。) の申込み を受け、若しくは役務提供契約を締結して行 う指定役務の提供
- 二 販売業者又は役務提供事業者が、営業所等に おいて、営業所等以外の場所において呼び止 めて営業所等に同行させた者その他政令で定 める方法により誘引した者(以下「特定顧 客」という。)から売買契約の申込みを受 け、若しくは特定顧客と売買契約を締結して 行う指定商品若しくは指定権利の販売又は特

定顧客から役務提供契約の申込みを受け、若 しくは特定顧客と役務提供契約を締結して行 う指定役務の提供

- 2 この章 及び第六十六条第三項において「通信販売」とは、販売業者又は役務提供事業者が郵便その他の経済産業省令で定める方法(以下「郵便等」という。)により売買契約又は役務提供契約の申込みを受けて行う指定商品若しくは指定権利の販売又は指定役務の提供であつて電話勧誘販売に該当しないものをいう。
- 3 この章において「電話勧誘販売」とは、販売業者又は役務提供事業者が、電話をかけ又は政令で定める方法により電話をかけさせ、その電話において行う売買契約又は役務提供契約の締結についての勧誘(以下「電話勧誘行為」という。)により、その相手方(以下「電話勧誘顧客と当該の事により受け、若しくは電話勧誘顧客と当該役務提供契約の申込みを郵便等により競提供契約の申込みを郵便等により締結して行う指定役務の提供契約の申込みを郵便等により締結して行う指定役務の提供をいう。
- 4 この章及び第六十七条第一項において「指定商品」とは、国民の日常生活に係る取引において販売される物品であつて政令で定めるものをいい、「指定権利」とは、施設を利用し又は役務の提供を受ける権利のうち国民の日常生活に係る取引において販売されるものであつて政令で定めるものをいい、「指定役務」とは、国民の日常生活に係る取引において有償で提供される役務であつて政令で定めるものをいう。

- 定顧客から役務提供契約の申込みを受け、若 しくは特定顧客と役務提供契約を締結して行 う指定役務の提供
- 2 この章 ◆削除◆において「通信販売」とは、販売業者又は役務提供事業者が郵便その他の経済産業省令で定める方法(以下「郵便等」という。)により売買契約又は役務提供契約の申込みを受けて行う指定商品若しくは指定権利の販売又は指定役務の提供であつて電話勧誘販売に該当しないものをいう。
- 3 この章において「電話勧誘販売」とは、販売業者又は役務提供事業者が、電話をかけ又は政令で定める方法により電話をかけさせ、その電話において行う売買契約又は役務提供契約の締結についての勧誘(以下「電話勧誘行為」という。)から当該売買契約の申込みを郵便等により受け、若しくは電話勧誘顧客と当該役務提供契約の申込みを郵便等により競提供契約の申込みを郵便等により締結して行う指定役務の提供をいう。
- 4 この章及び第六十七条第一項において「指定商品」とは、国民の日常生活に係る取引において 販売される物品であつて政令で定めるものをいい、「指定権利」とは、施設を利用し又は役務 の提供を受ける権利のうち国民の日常生活に係る取引において販売されるものであつて政令で 定めるものをいい、「指定役務」とは、国民の 日常生活に係る取引において有償で提供される 役務であつて政令で定めるものをいう。

### - 本則-

### 施行日:平成21年12月 1日

第二章 訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売 第一節 定義

(定義)

- 第二条 この章及び第五十八条の四第一項において 「訪問販売」とは、次に掲げるものをいう。
  - 一販売業者又は役務の提供の事業を営む者(以下「役務提供事業者」という。)が営業所、代理店その他の主務省令で定める場所(以下「営業所等」という。)以外の場所において、売買契約の申込みを受け、若しくは売買契約を締結して行う指定商品若しくは指定権利の販売又は役務を有償で提供する契約(以下「役務提供契約」という。)の申込みを受け、若しくは役務提供契約を締結して行う指定役務の提供
  - 二 販売業者又は役務提供事業者が、営業所等において、営業所等以外の場所において呼び止めて営業所等に同行させた者その他政令で定める方法により誘引した者(以下「特定顧客」という。)から売買契約の申込みを受

第二章 訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売 第一節 定義

(定義)

- 第二条 この章及び第五十八条の四第一項において 「訪問販売」とは、次に掲げるものをいう。
  - 一販売業者又は役務の提供の事業を営む者(以下「役務提供事業者」という。)が営業所、代理店その他の主務省令で定める場所(以下「営業所等」という。)以外の場所において、売買契約の申込みを受け、若しくは売買契約を締結して行う商品若しくは指定権利の販売又は役務を有償で提供する契約(以下「役務提供契約」という。)の申込みを受け、若しくは役務提供契約を締結して行う役務の提供
  - 二 販売業者又は役務提供事業者が、営業所等に おいて、営業所等以外の場所において呼び止 めて営業所等に同行させた者その他政令で定 める方法により誘引した者(以下「特定顧 客」という。)から売買契約の申込みを受

- け、若しくは特定顧客と売買契約を締結して 行う指定商品若しくは指定権利の販売又は特 定顧客から役務提供契約の申込みを受け、若 しくは特定顧客と役務提供契約を締結して行 う指定役務の提供
- 2 この章及び第五十八条の五において「通信販売」とは、販売業者又は役務提供事業者が郵便その他の主務省令で定める方法(以下「郵便等」という。)により売買契約又は役務提供契約の申込みを受けて行う指定商品若しくは指定権利の販売又は指定役務の提供であつて電話勧誘販売に該当しないものをいう。
- 3 この章及び第五十八条の六第一項において「電話勧誘販売」とは、販売業者又は役務提供事業者が、電話をかけては政令で定める方法により電話をかけさせ、その電話において行う売買契約又は役務提供契約の締結についての勧誘(の相手方(以下「電話勧誘顧客」という。)かららいる。)が若している。)が若によりの申込みを郵便等により受け、若している。と当該役務提供契約を郵便等により締結して行う指定商品若しくは指定権利の申込みを郵便等により受け、若しくは電話勧誘顧客から当該役務提供契約を郵便等により締結して行う指定役務の提供をいう。
- 4 この章並びに第五十八条の五及び第六十七条第一項において「指定商品」とは、国民の日常生活に係る取引において販売される物品であつて政令で定めるものをいい、「指定権利」とは、施設を利用し又は役務の提供を受ける権利のうち国民の日常生活に係る取引において販売されるものであつて政令で定めるものをいい、「指定役務」とは、国民の日常生活に係る取引において有償で提供される役務であつて政令で定めるものをいう。

- け、若しくは特定顧客と売買契約を締結して 行う 商品若しくは指定権利の販売又は特定顧 客から役務提供契約の申込みを受け、若しく は特定顧客と役務提供契約を締結して行う 役 務の提供
- 2 この章及び第五十八条の五において「通信販売」とは、販売業者又は役務提供事業者が郵便その他の主務省令で定める方法(以下「郵便等」という。)により売買契約又は役務提供契約の申込みを受けて行う商品若しくは指定権利の販売又は役務の提供であつて電話勧誘販売に該当しないものをいう。
- 3 この章及び第五十八条の六第一項において「電話勧誘販売」とは、販売業者又は役務提供事業者が、電話をかけては政令で定める方法により電話をかけさせ、その電話において行う売買契約の締結についての勧誘(以下「電話勧誘行為」という。)により、そのら当該売買契約の申込みを郵便等により受け、若しくは電話勧誘顧客と当該役務提供契約の申込みを郵便等により締結して行う商品若しくは指定権利の販売みな電話勧誘顧客から当該役務提供契約の申込みを郵便等により締結して行うである。
- | 4 この章並びに第五十八条の五及び第六十七条第 | 一項において ◆削除◆「指定権利」とは、施設 | を利用し又は役務の提供を受ける権利のうち国 | 民の日常生活に係る取引において販売されるも | のであつて政令で定めるもの ◆削除◆をいう。

|施行日:平成21年12月 1日

### ◆追加◆

(契約を締結しない旨の意思を表示した者に対す る勧誘の禁止等)

- 第三条の二 販売業者又は役務提供事業者は、訪問 販売をしようとするときは、その相手方に対 し、勧誘を受ける意思があることを確認するよ う努めなければならない。
- 2 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約を締結しない旨の 意思を表示した者に対し、当該売買契約又は当 該役務提供契約の締結について勧誘をしてはな らない。

### - 本則-

|施行日:平成21年12月 1日

(訪問販売における書面の交付)

第四条 販売業者又は役務提供事業者は、営業所等

(訪問販売における書面の交付)

||第四条 販売業者又は役務提供事業者は、営業所等

以外の場所において指定商品若しくは指定権利につき売買契約の申込みを受け、若しくは指定役務につき役務提供契約の申込みを受けたとき又は営業所等において特定顧客から指定商品若しくは指定権利につき売買契約の申込みを受けたときは、直ちに、主務省令で定めるところにより、次の事項についてその申込みをしたより、次の事でについてその申込みをした書面をその申込みをした者に交付しなければならない。ただし、その申込みを受けた際その売買契約又は役務提供契約を締結した場合においては、この限りでない。

### ◆追加◆

- 一 商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価
- 二 商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支 払の時期及び方法
- 三 商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は 役務の提供時期
- 四 第九条第一項の規定による売買契約若しくは 役務提供契約の申込みの撤回又は売買契約若 しくは役務提供契約の解除に関する事項(同 条第二項から第七項までの規定に関する事項 を含む。)
- 五 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

以外の場所において 商品若しくは指定権利につき売買契約の申込みを受け、若しくは 役務につき役務提供契約の申込みを受けたとき又は営業所等において特定顧客から 商品若しくは指定権利につき売買契約の申込みを受け、若しくは後務につき役務提供契約の申込みを受けたときは、直ちに、主務省令で定めるところにより、次の事項についてその申込みの内容を記載した書面をその申込みをした者に交付しなければならない。ただし、その申込みを受けた際その売買契約又は役務提供契約を締結した場合においては、この限りでない。

- 一 商品若しくは権利又は役務の種類
- 二 商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価
- 三 商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支 払の時期及び方法
- 四 商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は 役務の提供時期
- 五 第九条第一項の規定による売買契約若しくは 役務提供契約の申込みの撤回又は売買契約若 しくは役務提供契約の解除に関する事項(同 条第二項から第七項までの規定に関する事項 (第二十六条第三項又は第四項の規定の適用 がある場合にあつては、同条第三項又は第四 項の規定に関する事項を含む。)を含む。)
- 六 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

### - 本則-

### 施行日:平成21年12月 1日

- 第五条 販売業者又は役務提供事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、次項に規定する場合を除き、遅滞なく(前条ただし書に規定する場合に該当するときは、直ちに)、主務省令で定めるところにより、同条各号の事項(同条第四号の事項については、売買契約又は役務提供契約の解除に関する事項に限る。)についてその売買契約又は役務提供契約の内容を明らかにする書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなければならない。
  - 一営業所等以外の場所において、指定商品若しくは指定権利につき売買契約を締結したとき 又は指定役務につき役務提供契約を締結したとき とき(営業所等において特定顧客以外の顧客 から申込みを受け、営業所等以外の場所において売買契約又は役務提供契約を締結したときを除く。)。
  - 二 営業所等以外の場所において 指定商品若しく は指定権利又は 指定役務につき売買契約又は 役務提供契約の申込みを受け、営業所等にお いてその売買契約又は役務提供契約を締結し たとき。
  - 三 営業所等において、特定顧客と <mark>指定商品</mark>若しくは指定権利につき売買契約を締結したとき 又は <mark>指定役務</mark>につき役務提供契約を締結した とき。

- 第五条 販売業者又は役務提供事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、次項に規定する場合を除き、遅滞なく(前条ただし書に規定する場合に該当するときは、直ちに)、主務省令で定めるところにより、同条各号の事項(同条第五号の事項については、売買契約又は役務提供契約の解除に関する事項に限る。)についてその売買契約又は役務提供契約の内容を明らかにする書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなければならない。
  - 一 営業所等以外の場所において、 商品若しくは 指定権利につき売買契約を締結したとき又は 役務につき役務提供契約を締結したとき(営 業所等において特定顧客以外の顧客から申込 みを受け、営業所等以外の場所において売買 契約又は役務提供契約を締結したときを除 く。)。
  - 二 営業所等以外の場所において 商品若しくは指 定権利又は 役務につき売買契約又は役務提供 契約の申込みを受け、営業所等においてその 売買契約又は役務提供契約を締結したとき。
  - 三 営業所等において、特定顧客と 商品若しくは 指定権利につき売買契約を締結したとき又は 役務につき役務提供契約を締結したとき。
- 2 販売業者又は役務提供事業者は、前項各号のいずれかに該当する場合において、その売買契約

2 販売業者又は役務提供事業者は、前項各号のいずれかに該当する場合において、その売買契約 又は役務提供契約を締結した際に、 指定商品を引き渡し、若しくは指定権利を移転し、又は指定役務を提供し、かつ、 指定商品若しくは指定権利の代金又は 指定役務の対価の全部を受領したときは、直ちに、主務省令で定めるところにより、前条第一号の事項及び同条第四号の事項のうち売買契約又は役務提供契約の解除に関する事項その他主務省令で定める事項を記載した書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなければならない。 又は役務提供契約を締結した際に、 商品を引き渡し、若しくは指定権利を移転し、又は 役務を提供し、かつ、 商品若しくは指定権利の代金又は 役務の対価の全部を受領したときは、直ちに、主務省令で定めるところにより、 前条第一号及び第二号の事項並びに同条第五号の事項のうち売買契約又は役務提供契約の解除に関する事項その他主務省令で定める事項を記載した書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなければならない。

### - 本則-

### 施行日:平成21年12月 1日

### (禁止行為)

- 第六条 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売 に係る売買契約若しくは役務提供契約の締結に ついて勧誘をするに際し、又は訪問販売に係る 売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回 若しくは解除を妨げるため、次の事項につき、 不実のことを告げる行為をしてはならない。
  - 一商品の種類及びその性能若しくは品質又は権利若しくは役務の種類及びこれらの内容その他これらに類するものとして主務省令で定める事項
  - 二 商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価 三 商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支 払の時期及び方法
  - 四 商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は 役務の提供時期
  - 五 当該売買契約若しくは当該役務提供契約の申 込みの撤回又は当該売買契約若しくは当該役 務提供契約の解除に関する事項(第九条第一 項から第七項までの規定に関する事項 を含 む。)
  - 六 顧客が当該売買契約又は当該役務提供契約の 締結を必要とする事情に関する事項
  - 七 前各号に掲げるもののほか、当該売買契約又 は当該役務提供契約に関する事項であつて、 顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける 者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なも の
- 2 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、前項第一号から第五号までに掲げる事項につき、故意に事実を告げない行為をしてはならない。
- 3 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約を締結させ、 又は訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供 契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、人を威迫して困惑させてはならない。
- 4 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに営業

### (禁止行為)

- 第六条 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売 に係る売買契約若しくは役務提供契約の締結に ついて勧誘をするに際し、又は訪問販売に係る 売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回 若しくは解除を妨げるため、次の事項につき、 不実のことを告げる行為をしてはならない。
  - 一商品の種類及びその性能若しくは品質又は権利若しくは役務の種類及びこれらの内容その他これらに類するものとして主務省令で定める事項
  - 二 商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価 三 商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支 払の時期及び方法
  - 四 商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は 役務の提供時期
  - 五 当該売買契約若しくは当該役務提供契約の申 込みの撤回又は当該売買契約若しくは当該役 務提供契約の解除に関する事項(第九条第一 項から第七項までの規定に関する事項(第二 十六条第三項又は第四項の規定の適用がある 場合にあつては、同条第三項又は第四項の規 定に関する事項を含む。)を含む。)
  - 六 顧客が当該売買契約又は当該役務提供契約の 締結を必要とする事情に関する事項
  - 七 前各号に掲げるもののほか、当該売買契約又 は当該役務提供契約に関する事項であつて、 顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける 者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なも の
- 2 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、前項第一号から第五号までに掲げる事項につき、故意に事実を告げない行為をしてはならない。
- 3 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約を締結させ、 又は訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供 契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、人を威迫して困惑させてはならない。
- 4 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売に係

所等以外の場所において呼び止めて同行させる ことその他政令で定める方法により誘引した者 に対し、公衆の出入りする場所以外の場所にお いて、当該売買契約又は当該役務提供契約の締 結について勧誘をしてはならない。 る売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに営業所等以外の場所において呼び止めて同行させることその他政令で定める方法により誘引した者に対し、公衆の出入りする場所以外の場所において、当該売買契約又は当該役務提供契約の締結について勧誘をしてはならない。

### - 本則-

施行日:平成21年12月 1日

### (指示)

- 第七条 主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者が第三条 ◆追加◆から第六条までの規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、訪問販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。
  - 一訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約に基づく債務又は訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の解除によつて生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。
  - 二 訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、又は訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、当該売買契約又は当該役務提供契約に関する事項であつて、顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの(第六条第一項第一号から第五号までに掲げるものを除く。)につき、故意に事実を告げないこと。

#### ◆追加◆

三 前二号に掲げるもののほか、訪問販売に関する行為であつて、訪問販売に係る取引の公正 及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益 を害するおそれがあるものとして主務省令で 定めるもの。

### (指示)

- 第七条 主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者が第三条、第三条の二第二項若しくは第四条から第六条までの規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、訪問販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。
  - 一 訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約に基づく債務又は訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の解除によつて生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。
  - 二 訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、又は訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、当該売買契約又は当該役務提供契約に関する事項であつて、顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの(第六条第一項第一号から第五号までに掲げるものを除く。)につき、故意に事実を告げないこと。
  - 三 正当な理由がないのに訪問販売に係る売買契約であつて日常生活において通常必要とされる分量を著しく超える商品の売買契約の締結について勧誘することその他顧客の財産の状況に照らし不適当と認められる行為として主務省令で定めるもの
  - 四 前三号に掲げるもののほか、訪問販売に関する行為であつて、訪問販売に係る取引の公正 及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益 を害するおそれがあるものとして主務省令で 定めるもの

### - 本則-

|施行日:平成21年12月 1日

### (業務の停止等)

第八条 主務大臣は、販売業者若しくは役務提供事業者が第三条 ◆追加◆から第六条までの規定に違反し若しくは前条各号に掲げる行為をした場合において訪問販売に係る取引の公正及び購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益が著し

### (業務の停止等)

第八条 主務大臣は、販売業者若しくは役務提供事業者が第三条、第三条の二第二項若しくは第四条から第六条までの規定に違反し若しくは前条各号に掲げる行為をした場合において訪問販売に係る取引の公正及び購入者若しくは役務の提

く害されるおそれがあると認めるとき、又は販売業者若しくは役務提供事業者が同条の規定による指示に従わないときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、一年以内の期間を限り、訪問販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は販売業者若しくは役務提供事業者が同条の規定による指示に従わないときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、一年以内の期間を限り、訪問販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

### - 本則-

### 施行日:平成21年12月1日

(訪問販売における契約の申込みの撤回等)

第九条 販売業者若しくは役務提供事業者が営業所 等以外の場所において 指定商品(その販売条件 についての交渉が販売業者と購入者との間で相 当の期間にわたり行われることが通常の取引の 態様である商品として政令で定める指定商品を 除く。以下この項において同じ。)若しくは指 定権利若しくは 指定役務につき売買契約若しく は役務提供契約の申込みを受けた場合若しくは 販売業者若しくは役務提供事業者が営業所等に おいて特定顧客から 指定商品若しくは指定権利 若しくは 指定役務につき売買契約若しくは役務 提供契約の申込みを受けた場合におけるその申 込みをした者又は販売業者若しくは役務提供事 業者が営業所等以外の場所において 指定商品者 しくは指定権利若しくは 指定役務につき売買契 約若しくは役務提供契約を締結した場合(営業 所等において申込みを受け、営業所等以外の場 所において売買契約又は役務提供契約を締結し た場合を除く。)若しくは販売業者若しくは役 務提供事業者が営業所等において特定顧客と 指 定商品若しくは指定権利若しくは 指定役務につ き売買契約若しくは役務提供契約を締結した場 合におけるその購入者若しくは役務の提供を受 ける者(以下この条 及び次条において「申込者 等」という。)は 、次に掲げる場合を除き、書 面によりその売買契約若しくは役務提供契約の 申込みの撤回又はその売買契約若しくは役務提 供契約の解除(以下この条において「申込みの 撤回等」という。)を行うことができる。・

一申込者等が第五条の書面を受領した日(その日前に第四条の書面を受領した場合にあてては、その書面を受領した場合にあていまる。 日を経過したとき。ただし、申込者等が第一時を経過したとき。 一項の規定に違反して申込みの撤回等を発力である。 事項につき不実のことを告げるであるである。 事項につき不実のことを告げるであるである。 とにより当該告げられた内容が事は役務迫にまる。 事業者が同条第三項の規定によりて当該をしていまでは、 事業者が同条第三項の規定によって当該地では、 もれらにより困惑し、これらによりままでにより困惑し、これらによりままでによりままでによります。 おった場合には、当該申込者等が、当該販売 (訪問販売における契約の申込みの撤回等)

第九条 販売業者若しくは役務提供事業者が営業所 等以外の場所において 商品若しくは指定権利若 しくは 役務につき売買契約若しくは役務提供契 約の申込みを受けた場合若しくは販売業者若し くは役務提供事業者が営業所等において特定顧 客から 商品若しくは指定権利若しくは 役務につ き売買契約若しくは役務提供契約の申込みを受 けた場合におけるその申込みをした者又は販売 業者若しくは役務提供事業者が営業所等以外の 場所において 商品若しくは指定権利若しくは 役 務につき売買契約若しくは役務提供契約を締結 した場合(営業所等において申込みを受け、営 業所等以外の場所において売買契約又は役務提 供契約を締結した場合を除く。)若しくは販売 業者若しくは役務提供事業者が営業所等におい て特定顧客と 商品若しくは指定権利若しくは 役 務につき売買契約若しくは役務提供契約を締結 した場合におけるその購入者若しくは役務の提 供を受ける者(以下この条 から第九条の三ま でにおいて「申込者等」という。)は ◆削除 ◆、書面によりその売買契約若しくは役務提供 契約の申込みの撤回又はその売買契約若しくは 役務提供契約の解除(以下この条において「申 込みの撤回等」という。)を行うことができ る。 ただし、申込者等が第五条の書面を受領し た日(その日前に第四条の書面を受領した場合 にあつては、その書面を受領した日)から起算 して八日を経過した場合(申込者等が、販売業 者若しくは役務提供事業者が第六条第一項の規 定に違反して申込みの撤回等に関する事項につ き不実のことを告げる行為をしたことにより当 該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、 又は販売業者若しくは役務提供事業者が同条第 三項の規定に違反して威迫したことにより困惑 し、これらによつて当該期間を経過するまでに 申込みの撤回等を行わなかつた場合には、当該 申込者等が、当該販売業者又は当該役務提供事 業者が主務省令で定めるところにより当該売買 契約又は当該役務提供契約の申込みの撤回等を 行うことができる旨を記載して交付した書面を 受領した日から起算して八日を経過した場合) においては、この限りでない。 ◆削除◆

業者又は当該役務提供事業者が主務省令で定めるところにより当該売買契約又は当該役務提供契約の申込みの撤回等を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して八日を経過したとき。

- 二申込者等が第四条又は第五条の書面を受領した場合において、指定商品でその使用若しくは一部の消費により価額が著しく減少するおそれがある商品として政令で定めるものを使用し又はその全部若しくは一部を消費したとき(当該販売業者が当該申込者等に当該商品を使用させ、又はその全部若しくは一部を消費させた場合を除く。)。
- 三 第五条第二項に規定する場合において、当該 売買契約に係る指定商品若しくは指定権利の 代金又は当該役務提供契約に係る指定役務の 対価の総額が政令で定める金額に満たないと き。
- 2 申込みの撤回等は、当該申込みの撤回等に係る書面を発した時に、その効力を生ずる。
- 3 申込みの撤回等があつた場合においては、販売業者又は役務提供事業者は、その申込みの撤回等に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。
- 4 申込みの撤回等があつた場合において、その売買契約に係る商品の引渡し又は権利の移転が既にされているときは、その引取り又は返還に要する費用は、販売業者の負担とする。
- 5 役務提供事業者又は指定権利の販売業者は、役務提供契約又は指定権利の売買契約につき申込みの撤回等があつた場合には、既に当該役務提供契約に基づき役務が提供され又は当該権利の行使により施設が利用され若しくは役務が提供されたときにおいても、申込者等に対し、当該役務提供契約に係る役務の対価その他の金銭又は当該権利の行使により得られた利益に相当する金銭の支払を請求することができない。
- 6 役務提供事業者は、役務提供契約につき申込み の撤回等があつた場合において、当該役務提供 契約に関連して金銭を受領しているときは、申 込者等に対し、速やかに、これを返還しなけれ ばならない。
- 7 役務提供契約又は指定権利の売買契約の申込者 等は、その役務提供契約又は売買契約につき申 込みの撤回等を行つた場合において、当該役務 提供契約又は当該指定権利に係る役務の提供に 伴い申込者等の土地又は建物その他の工作物の 現状が変更されたときは、当該役務提供事業者 又は当該指定権利の販売業者に対し、その原状 回復に必要な措置を無償で講ずることを請求す ることができる。
- 8 前各項の規定に反する特約で申込者等に不利なものは、無効とする。

### ◆削除◆

### ◆削除◆

- 2 申込みの撤回等は、当該申込みの撤回等に係る 書面を発した時に、その効力を生ずる。
- 3 申込みの撤回等があつた場合においては、販売 業者又は役務提供事業者は、その申込みの撤回 等に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求する ことができない。
- 4 申込みの撤回等があつた場合において、その売 買契約に係る商品の引渡し又は権利の移転が既 にされているときは、その引取り又は返還に要 する費用は、販売業者の負担とする。
- 5 販売業者又は役務提供事業者は、商品若しくは 指定権利の売買契約又は役務提供契約につき申 込みの撤回等があつた場合には、既に当該売買 契約に基づき引き渡された商品が使用され若し くは当該権利の行使により施設が利用され若し くは役務が提供されたときにおいても、申込者 等に対し、当該商品の使用により得られた利益に 相当する金銭又は当該役務提供契約に係る役務 の対価その他の金銭の支払を請求することがで きない。
- 6 役務提供事業者は、役務提供契約につき申込みの撤回等があつた場合において、当該役務提供契約に関連して金銭を受領しているときは、申込者等に対し、速やかに、これを返還しなければならない。
- 7 役務提供契約又は指定権利の売買契約の申込者等は、その役務提供契約又は売買契約につき申込みの撤回等を行つた場合において、当該役務提供契約又は当該指定権利に係る役務の提供に伴い申込者等の土地又は建物その他の工作物の現状が変更されたときは、当該役務提供事業者又は当該指定権利の販売業者に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができる。
- 8 前各項の規定に反する特約で申込者等に不利なものは、無効とする。

### - 本則-

|施行日:平成21年12月 1日

### ◆追加◆

(通常必要とされる分量を著しく超える商品の売買契約等の申込みの撤回等)

- 第九条の二 申込者等は、次に掲げる契約に該当する売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又は売買契約若しくは役務提供契約の解除(以下この条において「申込みの撤回等」という。)を行うことができる。ただし、申込者等に当該契約の締結を必要とする特別の事情があったときは、この限りでない。
  - 一 その日常生活において通常必要とされる分量を著しく超える商品若しくは指定権利の売買契約又はその日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を著しく超えて役務の提供を受ける役務提供契約
  - 当該販売業者又は役務提供事業者が、当該売 買契約若しくは役務提供契約に基づく債務を 履行することにより申込者等にとつて当該売 買契約に係る商品若しくは指定権利と同種の 商品若しくは指定権利の分量がその日常生活 において通常必要とされる分量を著しく超え ることとなること若しくは当該役務提供契約 に係る役務と同種の役務の提供を受ける回数 若しくは期間若しくはその分量がその日常生 活において通常必要とされる回数、期間若し くは分量を著しく超えることとなることを知 り、又は申込者等にとつて当該売買契約に係 る商品若しくは指定権利と同種の商品若しく は指定権利の分量がその日常生活において通 常必要とされる分量を既に著しく超えている こと若しくは当該役務提供契約に係る役務と 同種の役務の提供を受ける回数若しくは期間 若しくはその分量がその日常生活において通 常必要とされる回数、期間若しくは分量を既 に著しく超えていることを知りながら、申込 みを受け、又は締結した売買契約又は役務提 供契約
- 2 前項の規定による権利は、当該売買契約又は当 該役務提供契約の締結の時から一年以内に行使 しなければならない。
- 3 前条第三項から第八項までの規定は、第一項の 規定による申込みの撤回等について準用する。 この場合において、同条第八項中「前各項」と あるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条 第三項において準用する第三項から前項まで」 と読み替えるものとする。

### - 本則-

### 施行日:平成21年12月 1日

(訪問販売における契約の申込み又はその承諾の 意思表示の取消し)

第九条の二 申込者等は、販売業者又は役務提供事業者が訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするに際し次の各号に掲げる行為をしたことにより、当該各号に定める誤認をし、それによつて当該売買契約若しくは当該役務提供契約の申込み又はその承諾の意

(訪問販売における契約の申込み又はその承諾の 意思表示の取消し)

第九条の三 申込者等は、販売業者又は役務提供事業者が訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするに際し次の各号に掲げる行為をしたことにより、当該各号に定める誤認をし、それによつて当該売買契約若しくは当該役務提供契約の申込み又はその承諾の意

思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

- 第六条第一項の規定に違反して不実のことを 告げる行為 当該告げられた内容が事実である との誤認
- 二 第六条第二項の規定に違反して故意に事実を 告げない行為 当該事実が存在しないとの誤認
- 2 前項の規定による訪問販売に係る売買契約若し くは役務提供契約の申込み又はその承諾の意思 表示の取消しは、これをもつて善意の第三者に 対抗することができない。
- 3 第一項の規定は、同項に規定する訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込み又はその承諾の意思表示に対する民法(明治二十九年法律第八十九号)第九十六条の規定の適用を妨げるものと解してはならない。
- 4 第一項の規定による取消権は、追認をすることができる時から六月間行わないときは、時効によつて消滅する。当該売買契約又は当該役務提供契約の締結の時から五年を経過したときも、同様とする。

- 思表示をしたときは、これを取り消すことがで きる。
- 第六条第一項の規定に違反して不実のことを 告げる行為 当該告げられた内容が事実である との誤認
- 二 第六条第二項の規定に違反して故意に事実を 告げない行為 当該事実が存在しないとの誤認
- 2 前項の規定による訪問販売に係る売買契約若し くは役務提供契約の申込み又はその承諾の意思 表示の取消しは、これをもつて善意の第三者に 対抗することができない。
- 3 第一項の規定は、同項に規定する訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込み又はその承諾の意思表示に対する民法(明治二十九年法律第八十九号)第九十六条の規定の適用を妨げるものと解してはならない。
- 4 第一項の規定による取消権は、追認をすることができる時から六月間行わないときは、時効によつて消滅する。当該売買契約又は当該役務提供契約の締結の時から五年を経過したときも、同様とする。

### - 本則-

施行日:平成20年12月 1日

第三節 通信販売

(通信販売についての広告)

- 第十一条 販売業者又は役務提供事業者は、通信販 売をする場合の指定商品若しくは指定権利の販 売条件又は指定役務の提供条件について広告を するときは、経済産業省令で定めるところによ り、当該広告に、当該商品若しくは当該権利又 は当該役務に関する次の事項を表示しなければ ならない。ただし、当該広告に、請求により、 これらの事項を記載した書面を遅滞なく交付 し、又はこれらの事項を記録した電磁的記録 (電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によ つては認識することができない方式で作られる 記録であつて、電子計算機による情報処理の用 に供されるものをいう。)を遅滞なく提供する 旨の表示をする場合には、販売業者又は役務提 供事業者は、経済産業省令で定めるところによ り、これらの事項の一部を表示しないことがで
  - 一商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価 (販売価格に商品の送料が含まれない場合に は、販売価格及び商品の送料)
  - 二 商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支 払の時期及び方法
  - 三 商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は 役務の提供時期
  - 四 商品の引渡し又は権利の移転後におけるその 引取り又は返還についての特約に関する事項 (その特約がない場合には、その旨)
  - 五 前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で 定める事項
- 2 前項各号に掲げる事項のほか、販売業者又は役

第三節 通信販売

(通信販売についての広告)

- 第十一条 販売業者又は役務提供事業者は、通信販 売をする場合の指定商品若しくは指定権利の販 売条件又は指定役務の提供条件について広告を するときは、経済産業省令で定めるところによ り、当該広告に、当該商品若しくは当該権利又 は当該役務に関する次の事項を表示しなければ ならない。ただし、当該広告に、請求により、 これらの事項を記載した書面を遅滞なく交付 し、又はこれらの事項を記録した電磁的記録 (電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によ つては認識することができない方式で作られる 記録であつて、電子計算機による情報処理の用 に供されるものをいう。)を遅滞なく提供する 旨の表示をする場合には、販売業者又は役務提 供事業者は、経済産業省令で定めるところによ り、これらの事項の一部を表示しないことがで
  - 一商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価 (販売価格に商品の送料が含まれない場合に は、販売価格及び商品の送料)
  - 二 商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支 払の時期及び方法
  - 三 商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は 役務の提供時期
  - 四 商品の引渡し又は権利の移転後におけるその 引取り又は返還についての特約に関する事項 (その特約がない場合には、その旨)
  - 五 前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で 定める事項
- ◆削除◆

務提供事業者は、通信販売をする場合の指定商品若しくは指定権利の販売条件又は指定役務の提供条件について電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術をもきる方法であっ。以下同じ。)により広告をするときるといるときないに応告をするときるとの相手方の求めに応じなるときを除く、当該広告に、その相手方が当該広告に係る販売業省令で定めるときに係る販売業省をで定めるときるとの表別では役務提供事業者から電磁的方法に、その相手方が当該広告に係る販売者とは役務提供事業者から電磁的方法の意思を表示しなければならない。

### - 本則-

施行日:平成21年12月 1日

第三節 通信販売

(通信販売についての広告)

- 第十一条 販売業者又は役務提供事業者は、通信販 売をする場合の 指定商品若しくは指定権利の販 売条件又は 指定役務の提供条件について広告を するときは、主務省令で定めるところにより、 当該広告に、当該商品若しくは当該権利又は当 該役務に関する次の事項を表示しなければなら ない。ただし、当該広告に、請求により、これ らの事項を記載した書面を遅滞なく交付し、又 はこれらの事項を記録した電磁的記録(電子的 方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認 識することができない方式で作られる記録であ つて、電子計算機による情報処理の用に供され るものをいう。)を遅滞なく提供する旨の表示 をする場合には、販売業者又は役務提供事業者 は、主務省令で定めるところにより、これらの 事項の一部を表示しないことができる。
  - 一商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価 (販売価格に商品の送料が含まれない場合に は、販売価格及び商品の送料)
  - 二 商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払の時期及び方法
  - 三 商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は 役務の提供時期
  - 四 商品の引渡し又は権利の移転後におけるその 引取り又は返還についての特約に関する事項 (その特約がない場合には、その旨)
  - 五前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

第三節 通信販売

(通信販売についての広告)

- 第十一条 販売業者又は役務提供事業者は、通信販 売をする場合の 商品若しくは指定権利の販売条 件又は 役務の提供条件について広告をするとき は、主務省令で定めるところにより、当該広告 当該商品若しくは当該権利又は当該役務に 関する次の事項を表示しなければならない。た だし、当該広告に、請求により、これらの事項 を記載した書面を遅滞なく交付し、又はこれら の事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁 気的方式その他人の知覚によつては認識するこ とができない方式で作られる記録であつて、電 子計算機による情報処理の用に供されるものを いう。)を遅滞なく提供する旨の表示をする場 合には、販売業者又は役務提供事業者は、主務 省令で定めるところにより、これらの事項の一 部を表示しないことができる。
  - 一商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価 (販売価格に商品の送料が含まれない場合に は、販売価格及び商品の送料)
  - 二 商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支 払の時期及び方法
  - 三 商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は 役務の提供時期
  - 四 商品若しくは指定権利の売買契約の申込みの 撤回又は売買契約の解除に関する事項(第十 五条の二第一項ただし書に規定する特約があ る場合には、その内容を含む。)
  - 五 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

### - 本則-

施行日:平成21年12月 1日

(誇大広告等の禁止)

第十二条 販売業者又は役務提供事業者は、通信販売をする場合の 指定商品若しくは指定権利の販売条件又は 指定役務の提供条件について広告をするときは、当該商品の性能又は当該権利若し

(誇大広告等の禁止)

第十二条 販売業者又は役務提供事業者は、通信販売をする場合の 商品若しくは指定権利の販売条件又は 役務の提供条件について広告をするときは、当該商品の性能又は当該権利若しくは当該

くは当該役務の内容、 当該商品の引渡し又は当 該権利の移転後におけるその引取り又はその返 還についての特約その他の主務省令で定める事 項について、著しく事実に相違する表示をし、 又は実際のものよりも著しく優良であり、若し くは有利であると人を誤認させるような表示を してはならない。 役務の内容、当該商品若しくは当該権利の売買契約の申込みの撤回又は売買契約の解除に関する事項(第十五条の二第一項ただし書に規定する特約がある場合には、その内容を含む。)その他の主務省令で定める事項について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。

### - 本則-

施行日:平成20年12月1日

(合理的な根拠を示す資料の提出)

第十二条の二 主務大臣は、前条に規定する表示に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした販売業者又は役務提供事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該販売業者又は当該役務提供事業者が当該資料を提出しないときは、第十四条及び第十五条第一項の規定の適用については、当該表示は、前条に規定する表示に該当するものとみなす。

(合理的な根拠を示す資料の提出)

第十二条の二 主務大臣は、前条に規定する表示に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした販売業者又は役務提供事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該販売業者又は当該役務提供事業者が当該資料を提出しないときは、第十四条第一項及び第十五条第一項の規定の適用については、当該表示は、前条に規定する表示に該当するものとみなす。

### - 本則-

施行日:平成20年12月 1日

(電磁的方法による広告の提供を受けることを希望しない旨の意思の表示を受けている者に対する 提供の禁止)

第十二条の三 販売業者又は役務提供事業者は、通信販売をする場合の指定商品若しくは指定権利の販売条件又は指定役務の提供条件について電磁的方法により広告をする場合において、その相手方から第十一条第二項の規定により電磁的方法による広告の提供を受けることを希望しない旨の意思の表示を受けているときは、その者に対し、電磁的方法による広告の提供を行つてはならない。

(承諾をしていない者に対する電子メール広告の 提供の禁止等)

第十二条の三 販売業者又は役務提供事業者は、次に掲げる場合を除き、通信販売をする場合の指定商品若しくは指定権利の販売条件又は指定役務の提供条件について、その相手方となる告にるがで電子メール広告(当該広告の他の情報を電磁的方法(電子によりをであるものをいう。以下同じ。)により送信の映像面に表示されるようにする方法によりない。

- 一相手方となる者の請求に基づき、通信販売をする場合の指定商品若しくは指定権利の販売条件又は指定役務の提供条件に係る電子メール広告(以下この節において「通信販売電子メール広告」という。)をするとき。
- 二 当該販売業者の販売する指定商品若しくは指 定権利若しくは当該役務提供事業者の提供す る指定役務につき売買契約若しくは役務提供 契約の申込みをした者又はこれらにつき売買 契約若しくは役務提供契約を締結した者に対 し、経済産業省令で定める方法により当該申 込み若しくは当該契約の内容又は当該契約の 履行に関する事項を通知する場合において、 経済産業省令で定めるところにより通信販売

電子メール広告をするとき。

- 三 前二号に掲げるもののほか、通常通信販売電子メール広告の提供を受ける者の利益を損なうおそれがないと認められる場合として経済産業省令で定める場合において、通信販売電子メール広告をするとき。
- 2 前項に規定する承諾を得、又は同項第一号に規定する請求を受けた販売業者又は役務提供事業者は、当該通信販売電子メール広告の相手方から通信販売電子メール広告の提供を受けない旨の意思の表示を受けたときは、当該相手方に対し、通信販売電子メール広告をしてはならない。ただし、当該表示を受けた後に再び通信販売電子メール広告をすることにつき当該相手方から請求を受け、又は当該相手方の承諾を得た場合には、この限りでない。
- 3 販売業者又は役務提供事業者は、通信販売電子メール広告をするときは、第一項第二号又は第三号に掲げる場合を除き、当該通信販売電子メール広告をすることにつきその相手方の承諾を得、又はその相手方から請求を受けたことの記録として経済産業省令で定めるところによりこれを保存しなければならない。
- 4 販売業者又は役務提供事業者は、通信販売電子メール広告をするときは、第一項第二号又は第三号に掲げる場合を除き、当該通信販売電子メール広告に、第十一条各号に掲げる事項のほか、経済産業省令で定めるところにより、その相手方が通信販売電子メール広告の提供を受けない旨の意思を表示するために必要な事項として経済産業省令で定めるものを表示しなければならない。
- 5 前二項の規定は、販売業者又は役務提供事業者 が他の者に次に掲げる業務のすべてにつき一括 して委託しているときは、その委託に係る通信 販売電子メール広告については、適用しない。
  - 一通信販売電子メール広告をすることにつきその相手方の承諾を得、又はその相手方から請求を受ける業務
  - 二 第三項に規定する記録を作成し、及び保存する業務
  - 三 前項に規定する通信販売電子メール広告の提供を受けない旨の意思を表示するために必要な事項を表示する業務

### - 本則-

#### |施行日:平成21年12月 1日

(承諾をしていない者に対する電子メール広告の 提供の禁止等)

第十二条の三 販売業者又は役務提供事業者は、次に掲げる場合を除き、通信販売をする場合の指定商品若しくは指定権利の販売条件又は指定役務の提供条件について、その相手方となる者の承諾を得ないで電子メール広告(当該広告に係る通信文その他の情報を電磁的方法(電子情報

(承諾をしていない者に対する電子メール広告の 提供の禁止等)

第十二条の三 販売業者又は役務提供事業者は、次に掲げる場合を除き、通信販売をする場合の 商品若しくは指定権利の販売条件又は 役務の提供条件について、その相手方となる者の承諾を得ないで電子メール広告(当該広告に係る通信文その他の情報を電磁的方法(電子情報処理組織

処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。以下同じ。)により送信し、これを当該広告の相手方の使用に係る電子計算機の映像面に表示されるようにする方法により行う広告をいう。以下同じ。)をしてはならない。

- 一相手方となる者の請求に基づき、通信販売をする場合の指定商品若しくは指定権利の販売条件又は指定役務の提供条件に係る電子メール広告(以下この節において「通信販売電子メール広告」という。)をするとき。
- 二 当該販売業者の販売する 指定商品若しくは指定権利若しくは当該役務提供事業者の提供する 指定役務につき売買契約若しくは役務提供契約の申込みをした者又はこれらにつき売買契約若しくは役務提供契約を締結した者に対し、主務省令で定める方法により当該申込み若しくは当該契約の内容又は当該契約の履行に関する事項を通知する場合において、主務省令で定めるところにより通信販売電子メール広告をするとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、通常通信販売電子メール広告の提供を受ける者の利益を損なうおそれがないと認められる場合として主務省令で定める場合において、通信販売電子メール広告をするとき。
- 2 前項に規定する承諾を得、又は同項第一号に規定する請求を受けた販売業者又は役務提供事業者は、当該通信販売電子メール広告の相手方から通信販売電子メール広告の提供を受けない旨の意思の表示を受けたときは、当該相手方に対し、通信販売電子メール広告をしてはならない。ただし、当該表示を受けた後に再び通信販売電子メール広告をすることにつき当該相手方から請求を受け、又は当該相手方の承諾を得た場合には、この限りでない。
- 3 販売業者又は役務提供事業者は、通信販売電子メール広告をするときは、第一項第二号又は第三号に掲げる場合を除き、当該通信販売電子メール広告をすることにつきその相手方の承諾を得、又はその相手方から請求を受けたことの記録として主務省令で定めるものを作成し、主務省令で定めるところによりこれを保存しなければならない。
- 4 販売業者又は役務提供事業者は、通信販売電子メール広告をするときは、第一項第二号又は第三号に掲げる場合を除き、当該通信販売電子メール広告に、第十一条各号に掲げる事項のほか、主務省令で定めるところにより、その相手方が通信販売電子メール広告の提供を受けない旨の意思を表示するために必要な事項として主務省令で定めるものを表示しなければならない。
- 5 前二項の規定は、販売業者又は役務提供事業者 が他の者に次に掲げる業務のすべてにつき一括 して委託しているときは、その委託に係る通信 販売電子メール広告については、適用しない。

- を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。以下同じ。)により送信し、これを当該広告の相手方の使用に係る電子計算機の映像面に表示されるようにする方法により行う広告をいう。以下同じ。)をしてはならない。
- 一 相手方となる者の請求に基づき、通信販売を する場合の 商品若しくは指定権利の販売条件 又は 役務の提供条件に係る電子メール広告 (以下この節において「通信販売電子メール 広告」という。)をするとき。
- 二 当該販売業者の販売する 商品若しくは指定権利若しくは当該役務提供事業者の提供する 役務につき売買契約若しくは役務提供契約の申込みをした者又はこれらにつき売買契約若しくは役務提供契約を締結した者に対し、主務省令で定める方法により当該申込み若しくは当該契約の内容又は当該契約の履行に関する事項を通知する場合において、主務省令で定めるところにより通信販売電子メール広告をするとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、通常通信販売電子メール広告の提供を受ける者の利益を損なうおそれがないと認められる場合として主務省令で定める場合において、通信販売電子メール広告をするとき。
- 2 前項に規定する承諾を得、又は同項第一号に規定する請求を受けた販売業者又は役務提供事業者は、当該通信販売電子メール広告の相手方から通信販売電子メール広告の提供を受けない旨の意思の表示を受けたときは、当該相手方に対し、通信販売電子メール広告をしてはならない。ただし、当該表示を受けた後に再び通信販売電子メール広告をすることにつき当該相手方から請求を受け、又は当該相手方の承諾を得た場合には、この限りでない。
- 3 販売業者又は役務提供事業者は、通信販売電子メール広告をするときは、第一項第二号又は第三号に掲げる場合を除き、当該通信販売電子メール広告をすることにつきその相手方の承諾を得、又はその相手方から請求を受けたことの記録として主務省令で定めるものを作成し、主務省令で定めるところによりこれを保存しなければならない。
- 4 販売業者又は役務提供事業者は、通信販売電子メール広告をするときは、第一項第二号又は第三号に掲げる場合を除き、当該通信販売電子メール広告に、第十一条各号に掲げる事項のほか、主務省令で定めるところにより、その相手方が通信販売電子メール広告の提供を受けない旨の意思を表示するために必要な事項として主務省令で定めるものを表示しなければならない。
- 5 前二項の規定は、販売業者又は役務提供事業者 が他の者に次に掲げる業務のすべてにつき一括 して委託しているときは、その委託に係る通信 販売電子メール広告については、適用しない。

- 一通信販売電子メール広告をすることにつきその相手方の承諾を得、又はその相手方から請求を受ける業務
- 二 第三項に規定する記録を作成し、及び保存する業務
- 三 前項に規定する通信販売電子メール広告の提供を受けない旨の意思を表示するために必要な事項を表示する業務
- 一通信販売電子メール広告をすることにつきその相手方の承諾を得、又はその相手方から請求を受ける業務
- 二 第三項に規定する記録を作成し、及び保存する業務
- 三 前項に規定する通信販売電子メール広告の提供を受けない旨の意思を表示するために必要な事項を表示する業務

施行日:平成20年12月 1日

### ◆追加◆

- 第十二条の四 販売業者又は役務提供事業者から前 条第五項各号に掲げる業務のすべてにつき一括 して委託を受けた者(以下この節並びに第六十 六条第四項及び第六項において「通信販売電電子 メール広告受託事業者」という。)は、次業者 では役務提供事業者(以下この節において 信販売電子メール広告委託者」という。)が 信販売をする場合の指定商品若しくは指定 信販売をする場合の指定商品若しくは指定 で が通 の販売条件又は指定役務の提供条件についた その相手方となる者の承諾を得ないで通信販売 電子メール広告をしてはならない。
  - 相手方となる者の請求に基づき、通信販売電子メール広告委託者に係る通信販売電子メール広告をするとき。
  - 二 前号に掲げるもののほか、通常通信販売電子メール広告委託者に係る通信販売電子メール 広告の提供を受ける者の利益を損なうおそれがないと認められる場合として経済産業省令で定める場合において、通信販売電子メール 広告委託者に係る通信販売電子メール広告をするとき。
- 2 前条第二項から第四項までの規定は、通信販売電子メール広告受託事業者による通信販売電子メール広告委託者に係る通信販売電子メール広告について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「第一項第二号又は第三号」とあるのは、「次条第一項第二号」と読み替えるものとする。

### - 本則-

施行日:平成21年12月1日

第十二条の四 販売業者又は役務提供事業者から前 条第五項各号に掲げる業務のすべてにつき一括 して委託を受けた者(以下この節並びに第六十 六条第四項及び第六項において「通信販売電子 メール広告受託事業者」という。)は、次に掲 げる場合を除き、当該業務を委託した販売業者 又は役務提供事業者(以下この節において「通 信販売電子メール広告委託者」という。)が通 信販売をする場合の指定商品若しくは指定権利 の販売条件又は指定役務の提供条件について、 その相手方となる者の承諾を得ないで通信販売 電子メール広告をしてはならない。 第十二条の四 販売業者又は役務提供事業者から前 条第五項各号に掲げる業務のすべてにつき一括 して委託を受けた者(以下この節並びに第六十 六条第四項及び第六項において「通信販売電子 メール広告受託事業者」という。)は、次に掲 げる場合を除き、当該業務を委託した販売業者 又は役務提供事業者(以下この節において「通 信販売電子メール広告委託者」という。)が通 信販売をする場合の商品若しくは指定権利の販 売条件又は 役務の提供条件について、その相手 方となる者の承諾を得ないで通信販売電子メール広告をしてはならない。

- 一相手方となる者の請求に基づき、通信販売電子メール広告委託者に係る通信販売電子メール広告をするとき。
- 二 前号に掲げるもののほか、通常通信販売電子メール広告委託者に係る通信販売電子メール広告の提供を受ける者の利益を損なうおそれがないと認められる場合として主務省令で定める場合において、通信販売電子メール広告委託者に係る通信販売電子メール広告をするとき。
- 2 前条第二項から第四項までの規定は、通信販売電子メール広告受託事業者による通信販売電子メール広告委託者に係る通信販売電子メール広告について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「第一項第二号又は第三号」とあるのは、「次条第一項第二号」と読み替えるものとする。

- 一相手方となる者の請求に基づき、通信販売電子メール広告委託者に係る通信販売電子メール広告をするとき。
- 二 前号に掲げるもののほか、通常通信販売電子メール広告委託者に係る通信販売電子メール 広告の提供を受ける者の利益を損なうおそれがないと認められる場合として主務省令で定める場合において、通信販売電子メール広告 委託者に係る通信販売電子メール広告をするとき。
- 2 前条第二項から第四項までの規定は、通信販売電子メール広告受託事業者による通信販売電子メール広告委託者に係る通信販売電子メール広告について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「第一項第二号又は第三号」とあるのは、「次条第一項第二号」と読み替えるものとする。

### 施行日:平成21年12月 1日

### (通信販売における承諾等の通知)

- 第十三条 販売業者又は役務提供事業者は、 指定商 品若しくは指定権利又は 指定役務につき売買契 約又は役務提供契約の申込みをした者から当該 商品の引渡し若しくは当該権利の移転又は当該 役務の提供に先立つて当該商品若しくは当該権 利の代金又は当該役務の対価の全部又は一部を 受領することとする通信販売をする場合におい て、郵便等により当該商品若しくは当該権利又 は当該役務につき売買契約又は役務提供契約の 申込みを受け、かつ、当該商品若しくは当該権 利の代金又は当該役務の対価の全部又は一部を 受領したときは、遅滞なく、主務省令で定める ところにより、その申込みを承諾する旨又は承 諾しない旨(その受領前にその申込みを承諾す る旨又は承諾しない旨をその申込みをした者に 通知している場合には、その旨)その他の主務 省令で定める事項をその者に書面により通知し なければならない。ただし、当該商品若しくは 当該権利の代金又は当該役務の対価の全部又は 一部を受領した後遅滞なく当該商品を送付し、 若しくは当該権利を移転し、又は当該役務を提 供したときは、この限りでない。
- 2 販売業者又は役務提供事業者は、前項本文の規定による書面による通知に代えて、政令で定めるところにより、当該申込みをした者の承諾を得て、当該通知すべき事項を電磁的方法その他の主務省令で定める方法により提供することができる。この場合において、当該販売業者又は役務提供事業者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

### (通信販売における承諾等の通知)

- 第十三条 販売業者又は役務提供事業者は、 商品若 しくは指定権利又は 役務につき売買契約又は役 務提供契約の申込みをした者から当該商品の引 渡し若しくは当該権利の移転又は当該役務の提 供に先立つて当該商品若しくは当該権利の代金 又は当該役務の対価の全部又は一部を受領する こととする通信販売をする場合において、郵便 等により当該商品若しくは当該権利又は当該役 務につき売買契約又は役務提供契約の申込みを 受け、かつ、当該商品若しくは当該権利の代金 又は当該役務の対価の全部又は一部を受領した ときは、遅滞なく、主務省令で定めるところに より、その申込みを承諾する旨又は承諾しない 旨(その受領前にその申込みを承諾する旨又は 承諾しない旨をその申込みをした者に通知して いる場合には、その旨)その他の主務省令で定 める事項をその者に書面により通知しなければ ならない。ただし、当該商品若しくは当該権利 の代金又は当該役務の対価の全部又は一部を受 領した後遅滞なく当該商品を送付し、若しくは 当該権利を移転し、又は当該役務を提供したと きは、この限りでない。
- 2 販売業者又は役務提供事業者は、前項本文の規定による書面による通知に代えて、政令で定めるところにより、当該申込みをした者の承諾を得て、当該通知すべき事項を電磁的方法その他の主務省令で定める方法により提供することができる。この場合において、当該販売業者又は役務提供事業者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

### - 本則-

施行日:平成20年12月 1日

(指示)

| (指示)

- 第十四条 主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者が第十一条、第十二条、第十二条の三 ◆追加◆若しくは前条第一項の規定に違反し、又は顧客の意に反して売買契約若しくは役務提供契約の申込みをさせようとする行為として経済産業省令で定めるものをした場合において、通信販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。
  - ◆追加◆
  - ◆追加◆
- ◆追加◆

- 第十四条 主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者が第十一条、第十二条、第十二条の三 (第五項を除く。)若しくは前条第一項の規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、通信販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。
  - 一顧客の意に反して通信販売に係る売買契約又は役務提供契約の申込みをさせようとする行為として経済産業省令で定めるもの
  - 二 前号に掲げるもののほか、通信販売に関する 行為であつて、通信販売に係る取引の公正及 び購入者又は役務の提供を受ける者の利益を 害するおそれがあるものとして経済産業省令 で定めるもの
- 2 経済産業大臣は、通信販売電子メール広告受託事業者が第十二条の四第一項若しくは同条第二項において準用する第十二条の三第二項から第四項までの規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、通信販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その通信販売電子メール広告受託事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。
  - 一顧客の意に反して通信販売電子メール広告委託者に対する通信販売に係る売買契約又は役務提供契約の申込みをさせようとする行為として経済産業省令で定めるもの
  - 二 前号に掲げるもののほか、通信販売に関する 行為であつて、通信販売に係る取引の公正及 び購入者又は役務の提供を受ける者の利益を 害するおそれがあるものとして経済産業省令 で定めるもの

### |施行日:平成21年12月 1日

#### (指示)

第十四条 主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者が第十一条、第十二条、第十二条の三(第五項を除く。)若しくは前条第一項の規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、通信販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

### ◆追加◆

- 一顧客の意に反して通信販売に係る売買契約又 は役務提供契約の申込みをさせようとする行 為として主務省令で定めるもの
- 二 前号に掲げるもののほか、通信販売に関する 行為であつて、通信販売に係る取引の公正及 び購入者又は役務の提供を受ける者の利益を

#### (指示

- 第十四条 主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者が第十一条、第十二条、第十二条の三(第五項を除く。)若しくは前条第一項の規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、通信販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。
  - 一通信販売に係る売買契約若しくは役務提供契約に基づく債務又は通信販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の解除によつて生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。
  - 二 顧客の意に反して通信販売に係る売買契約又 は役務提供契約の申込みをさせようとする行

- 害するおそれがあるものとして主務省令で定めるもの
- 2 主務大臣は、通信販売電子メール広告受託事業者が第十二条の四第一項若しくは同条第二項において準用する第十二条の三第二項から第四項までの規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、通信販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その通信販売電子メール広告受託事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。
  - 一顧客の意に反して通信販売電子メール広告委託者に対する通信販売に係る売買契約又は役務提供契約の申込みをさせようとする行為として主務省令で定めるもの
  - 二 前号に掲げるもののほか、通信販売に関する 行為であつて、通信販売に係る取引の公正及 び購入者又は役務の提供を受ける者の利益を 害するおそれがあるものとして主務省令で定 めるもの

- 為として主務省令で定めるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、通信販売に関する行為であつて、通信販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益を害するおそれがあるものとして主務省令で定めるもの
- 2 主務大臣は、通信販売電子メール広告受託事業者が第十二条の四第一項若しくは同条第二項において準用する第十二条の三第二項から第四項までの規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、通信販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その通信販売電子メール広告受託事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。
  - 一顧客の意に反して通信販売電子メール広告委託者に対する通信販売に係る売買契約又は役務提供契約の申込みをさせようとする行為として主務省令で定めるもの
  - 二 前号に掲げるもののほか、通信販売に関する 行為であつて、通信販売に係る取引の公正及 び購入者又は役務の提供を受ける者の利益を 害するおそれがあるものとして主務省令で定 めるもの

### 施行日:平成20年12月1日

### (業務の停止等)

- 第十五条 主務大臣は、販売業者若しくは役務提供事業者が第十一条、第十二条、第十二条の三 ◆追加◆若しくは第十三条第一項の規定に違反した場合において通信販売に係る取引の公正及び購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は販売業者若しくは役務提供事業者が前条の規定による指示に従わないときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、一年以内の期間を限り、通信販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。
- ◆追加◆
- 2 主務大臣は、 前項の規定による命令をしたとき は、その旨を公表しなければならない。
- ◆追加◆

### (業務の停止等)

- 第十五条 主務大臣は、販売業者若しくは役務提供 事業者が第十一条、第十二条、第十二条の三 (第五項を除く。)若しくは第十三条第一項の 規定に違反し若しくは前条第一項各号に掲げる 行為をした場合において通信販売に係る取引の 公正及び購入者若しくは役務の提供を受ける者 の利益が著しく害されるおそれがあると認める とき、又は販売業者若しくは役務提供事業者が 同項の規定による指示に従わないときは、その 販売業者又は役務提供事業者に対し、一年以内 の期間を限り、通信販売に関する業務の全部 は一部を停止すべきことを命ずることができる。
- 2 経済産業大臣は、通信販売電子メール広告受託事業者が第十二条の四第一項若しくは同条第二項において準用する第十二条の三第二項から第四項までの規定に違反し若しくは前条第二項を見に掲げる行為をした場合において通信販売に掲げる行為をした場合において通信販売電子メール広告の通信販売電子メール広告受託事業者がし、一年以内の期間を限り、通信販売電子メール広告に関する業務の全部又は一部をよったとを命ずることを命ずることをのできる。
- 3 主務大臣は、 第一項の規定による命令をしたと きは、その旨を公表しなければならない。

4 経済産業大臣は、第二項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

### - 本則-

施行日:平成21年12月 1日

### ◆追加◆

### (通信販売における契約の解除等)

- 第十五条の二 通信販売をする場合の商品又は指定 権利の販売条件について広告をした販売業者が 当該商品若しくは当該指定権利の売買契約の申 込みを受けた場合におけるその申込みをした者 又は売買契約を締結した場合におけるその購入 者(次項において単に「購入者」という。) は、その売買契約に係る商品の引渡し又は指定 権利の移転を受けた日から起算して八日を経過 するまでの間は、その売買契約の申込みの撤回 又はその売買契約の解除(以下この条において 「申込みの撤回等」という。)を行うことができる。ただし、当該販売業者が申込みの撤回等 についての特約を当該広告に表示していた場合 (当該売買契約が電子消費者契約及び電子承諾 通知に関する民法の特例に関する法律(平成十 三年法律第九十五号)第二条第一項に規定する 電子消費者契約に該当する場合その他主務省令 で定める場合にあつては、当該広告に表示し、 かつ、広告に表示する方法以外の方法であつて 主務省令で定める方法により表示していた場 合)には、この限りでない。
- 2 申込みの撤回等があつた場合において、その売買契約に係る商品の引渡し又は指定権利の移転が既にされているときは、その引取り又は返還に要する費用は、購入者の負担とする。

### - 本則-

施行日:平成21年12月1日

(電話勧誘販売における書面の交付)

第十八条 販売業者又は役務提供事業者は、電話勧誘行為により、電話勧誘顧客から 指定商品若しくは指定権利につき当該売買契約の申込みを郵便等により受け、又は 指定役務につき当該役務提供契約の申込みを郵便等により受けたときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、次の事項についてその申込みの内容を記載した書面をその申込みをした者に交付しなければならない。ただし、その申込みを受けた際その売買契約又は役務提供契約を締結した場合においては、この限りでない。

### ◆追加◆

- 一商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価
- 二 商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支 払の時期及び方法
- 三 商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は 役務の提供時期
- 四 第二十四条第一項の規定による売買契約若し くは役務提供契約の申込みの撤回又は売買契 約若しくは役務提供契約の解除に関する事項

(電話勧誘販売における書面の交付)

- 第十八条 販売業者又は役務提供事業者は、電話勧誘行為により、電話勧誘顧客から 商品若しくは指定権利につき当該売買契約の申込みを郵便等により受け、又は 役務につき当該役務提供契約の申込みを郵便等により受けたときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、次の事項についてその申込みの内容を記載した書面をその申込みをした者に交付しなければならない。ただし、その申込みを受けた際その売買契約又は役務提供契約を締結した場合においては、この限りでない。
  - 一 商品若しくは権利又は役務の種類
  - 二 商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価
  - 三 商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払の時期及び方法
  - 四 商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は 役務の提供時期
  - 五 第二十四条第一項の規定による売買契約若し くは役務提供契約の申込みの撤回又は売買契 約若しくは役務提供契約の解除に関する事項

(同条第二項から第七項までの規定に関する 事項 を含む。)

五 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

(同条第二項から第七項までの規定に関する 事項 (第二十六条第三項又は第四項の規定の 適用がある場合にあつては、同条第三項又は 第四項の規定に関する事項を含む。)を含 む。)

六 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

### - 本則-

施行日:平成21年12月 1日

- 第十九条 販売業者又は役務提供事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、次項に規定する場合を除き、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、前条各号の事項(同条第四号の事項については、売買契約又は役務提供契約の解除に関する事項に限る。)についてその売買契約又は役務提供契約の内容を明らかにする書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなければならない。
  - 一 電話勧誘行為により、電話勧誘顧客と 指定商品若しくは指定権利につき当該売買契約を郵便等により締結したとき又は 指定役務につき当該役務提供契約を郵便等により締結したとき
  - 二 電話勧誘行為により電話勧誘顧客から 指定商品若しくは指定権利又は 指定役務につき当該 売買契約又は当該役務提供契約の申込みを郵便等により受け、その売買契約又は役務提供 契約を締結したとき。
- 2 販売業者又は役務提供事業者は、前項第二号に該当する場合において、その売買契約又は役務提供契約を締結した際に、指定商品を引き渡し、若しくは指定権利を移転し、又は指定役務を提供し、かつ、指定商品若しくは指定権利の代金又は指定役務の対価の全部を受領したときは、直ちに、主務省令で定めるところにより、前条第一号の事項及び同条第四号の事項のうち売買契約又は役務提供契約の解除に関する事項その他主務省令で定める事項を記載した書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなければならない。

- 第十九条 販売業者又は役務提供事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、次項に規定する場合を除き、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、前条各号の事項(同条第五号の事項については、売買契約又は役務提供契約の解除に関する事項に限る。)についてその売買契約又は役務提供契約の内容を明らかにする書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなければならない。
  - 一 電話勧誘行為により、電話勧誘顧客と 商品若 しくは指定権利につき当該売買契約を郵便等 により締結したとき又は 役務につき当該役務 提供契約を郵便等により締結したとき。
  - 二 電話勧誘行為により電話勧誘顧客から 商品若 しくは指定権利又は 役務につき当該売買契約 又は当該役務提供契約の申込みを郵便等によ り受け、その売買契約又は役務提供契約を締 結したとき。
- 2 販売業者又は役務提供事業者は、前項第二号に該当する場合において、その売買契約又は役務提供契約を締結した際に、 商品を引き渡し、若しくは指定権利を移転し、又は 役務を提供し、かつ、 商品若しくは指定権利の代金又は 役務の対価の全部を受領したときは、直ちに、主務省令で定めるところにより、 前条第一号及び第二号の事項並びに同条第五号の事項のうち売買契約又は役務提供契約の解除に関する事項その他主務省令で定める事項を記載した書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなければならない。

### - 本則-

施行日:平成21年12月1日

(電話勧誘販売における承諾等の通知)

第二十条 販売業者又は役務提供事業者は、 指定商品若しくは指定権利又は 指定役務につき売買契約又は役務提供契約の申込みをした者から当該商品の引渡し若しくは当該権利の移転又は当該役務の提供に先立つて当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価の全部又は一部を受領することとする電話勧誘販売をする場合において、郵便等により当該商品若しくは当該役務につき売買契約又は役務提供契約の申込みを受け、かつ、当該商品若しくは当

(電話勧誘販売における承諾等の通知)

第二十条 販売業者又は役務提供事業者は、 商品若 しくは指定権利又は 役務につき売買契約又は役 務提供契約の申込みをした者から当該商品の引 渡し若しくは当該権利の移転又は当該役務の提 供に先立つて当該商品若しくは当該権利の代金 又は当該役務の対価の全部又は一部を受領する こととする電話勧誘販売をする場合において、 郵便等により当該商品若しくは当該権利又は当 該役務につき売買契約又は役務提供契約の申込 みを受け、かつ、当該商品若しくは当該権利の 該権利の代金又は当該役務の対価の全部又は一部を受領したときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、その申込みを承諾する旨又は承諾しない旨をその申込みをして、 は承諾しない旨(その受領前にその申込みをして、 は承諾しない旨をその申込みをして、 者に通知している場合には、その旨)その他の主務省令で定める事項をその者に書面により追しなければならない。ただし、当該商品を出しては当該権利の代金又は当該役務の対価の全部とは当該権利を受領した後遅滞なく当該商品を送付し、若しくは当該権利を移転し、又は当該役務を提供したときは、この限りでない。 代金又は当該役務の対価の全部又は一部を受領したときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、その申込みを承諾する旨又は承諾するい旨(その受領前にその申込みを承諾する旨又は承諾しない旨をその申込みをした者に通知している場合には、その旨)その他の主務省で定める事項をその者に書面により通知しならない。ただし、当該商品若しくは当該役務の対価の全部又は一部を受領した後遅滞なく当該商品を送付し、若しくは当該権利を移転し、又は当該役務を提供したときは、この限りでない。

### - 本則-

### 施行日:平成21年12月 1日

### (禁止行為)

- 第二十一条 販売業者又は役務提供事業者は、電話 勧誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約 の締結について勧誘をするに際し、又は電話勧 誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の 申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、次の 事項につき、不実のことを告げる行為をしては ならない。
  - 一商品の種類及びその性能若しくは品質又は権利若しくは役務の種類及びこれらの内容その他これらに類するものとして主務省令で定める事項
  - 二 商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価 三 商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支 払の時期及び方法
  - 四 商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は 役務の提供時期
  - 五 当該売買契約若しくは当該役務提供契約の申 込みの撤回又は当該売買契約若しくは当該役 務提供契約の解除に関する事項(第二十四条 第一項から第七項までの規定に関する事項 を 含む。)
  - 六 電話勧誘顧客が当該売買契約又は当該役務提 供契約の締結を必要とする事情に関する事項
  - 七 前各号に掲げるもののほか、当該売買契約又 は当該役務提供契約に関する事項であつて、 電話勧誘顧客又は購入者若しくは役務の提供 を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる 重要なもの
- 2 販売業者又は役務提供事業者は、電話勧誘販売 に係る売買契約又は役務提供契約の締結につい て勧誘をするに際し、前項第一号から第五号ま でに掲げる事項につき、故意に事実を告げない 行為をしてはならない。
- 3 販売業者又は役務提供事業者は、電話勧誘販売 に係る売買契約若しくは役務提供契約を締結さ せ、又は電話勧誘販売に係る売買契約若しくは 役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨 げるため、人を威迫して困惑させてはならな い。

### (禁止行為)

- 第二十一条 販売業者又は役務提供事業者は、電話 勧誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約 の締結について勧誘をするに際し、又は電話勧 誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の 申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、次の 事項につき、不実のことを告げる行為をしては ならない。
  - 一商品の種類及びその性能若しくは品質又は権利若しくは役務の種類及びこれらの内容その他これらに類するものとして主務省令で定める事項
  - 二 商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価 三 商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支 払の時期及び方法
  - 四 商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は 役務の提供時期
  - 五 当該売買契約若しくは当該役務提供契約の申 込みの撤回又は当該売買契約若しくは当該役 務提供契約の解除に関する事項(第二十四条 第一項から第七項までの規定に関する事項 (第二十六条第三項又は第四項の規定の適用 がある場合にあつては、同条第三項又は第四 項の規定に関する事項を含む。)を含む。)
  - 六 電話勧誘顧客が当該売買契約又は当該役務提 供契約の締結を必要とする事情に関する事項
  - 七 前各号に掲げるもののほか、当該売買契約又 は当該役務提供契約に関する事項であつて、 電話勧誘顧客又は購入者若しくは役務の提供 を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる 重要なもの
- 2 販売業者又は役務提供事業者は、電話勧誘販売 に係る売買契約又は役務提供契約の締結につい て勧誘をするに際し、前項第一号から第五号ま でに掲げる事項につき、故意に事実を告げない 行為をしてはならない。
- 3 販売業者又は役務提供事業者は、電話勧誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約を締結させ、又は電話勧誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、人を威迫して困惑させてはならな

### 施行日:平成21年12月 1日

(電話勧誘販売における契約の申込みの撤回等) 第二十四条 販売業者若しくは役務提供事業者が電 話勧誘行為により電話勧誘顧客から 指定商品 (その販売条件についての交渉が販売業者と購 入者との間で相当の期間にわたり行われること が通常の取引の態様である商品として政令で定 める指定商品を除く。以下この項において同 じ。)若しくは指定権利若しくは 指定役務につ き当該売買契約若しくは当該役務提供契約の申 込みを郵便等により受けた場合におけるその申 込みをした者又は販売業者若しくは役務提供事 業者が電話勧誘行為により電話勧誘顧客 と指定 商品若しくは指定権利若しくは 指定役務につき 当該売買契約若しくは当該役務提供契約を郵便 等により締結した場合におけるその購入者若し くは役務の提供を受ける者(以下この条及び次 条において「申込者等」という。) は、次に掲 げる場合を除き、書面によりその売買契約若し くは役務提供契約の申込みの撤回又はその売買 契約若しくは役務提供契約の解除(以下この条 において「申込みの撤回等」という。)を行う ことができる。 ◆追加◆

- 申込者等が第十九条の書面を受領した日(そ の日前に第十八条の書面を受領した場合にあ つては、その書面を受領した日)から起算し て八日を経過したとき。ただし、申込者等 が、販売業者若しくは役務提供事業者が第2 -条第一項の規定に違反して申込みの撤回 等に関する事項につき不実のことを告げる行 為をしたことにより当該告げられた内容が事 実であるとの誤認をし、又は販売業者若しく は役務提供事業者が同条第三項の規定に違反 して威迫したことにより困惑し、これらによ つて当該期間を経過するまでに申込みの撤回 等を行わなかつた場合には、当該申込者等 が、当該販売業者又は当該役務提供事業者が 主務省令で定めるところにより当該売買契約 又は当該役務提供契約の申込みの撤回等を行 うことができる旨を記載して交付した書面を 受領した日から起算して八日を経過したと
- 二 申込者等が第十八条又は第十九条の書面を受領した場合において、指定商品でその使用若しくは一部の消費により価額が著しく減少するおそれがある商品として政令で定めるものを使用し又はその全部若しくは一部を消費とせた場合を除く。)。
- 三 第十九条第二項に規定する場合において、当該売買契約に係る指定商品若しくは指定権利の代金又は当該役務提供契約に係る指定役務

(電話勧誘販売における契約の申込みの撤回等) 第二十四条 販売業者若しくは役務提供事業者が電 話勧誘行為により電話勧誘顧客から 商品若しく は指定権利若しくは 役務につき当該売買契約若 しくは当該役務提供契約の申込みを郵便等によ り受けた場合におけるその申込みをした者又は 販売業者若しくは役務提供事業者が電話勧誘行 為により電話勧誘顧客 と商品若しくは指定権利 若しくは 役務につき当該売買契約若しくは当該 役務提供契約を郵便等により締結した場合にお けるその購入者若しくは役務の提供を受ける者 (以下この条及び次条において「申込者等」と いう。) は ◆削除◆、書面によりその売買契約 若しくは役務提供契約の申込みの撤回又はその 売買契約若しくは役務提供契約の解除(以下こ の条において「申込みの撤回等」という。)を 行うことができる。 ただし、申込者等が第十九 条の書面を受領した日(その日前に第十八条の 書面を受領した場合にあつては、その書面を受 領した日)から起算して八日を経過した場合 (申込者等が、販売業者若しくは役務提供事業) 者が第二十一条第一項の規定に違反して申込み の撤回等に関する事項につき不実のことを告げ る行為をしたことにより当該告げられた内容が 事実であるとの誤認をし、又は販売業者若しく は役務提供事業者が同条第三項の規定に違反し て威迫したことにより困惑し、これらによつて 当該期間を経過するまでに申込みの撤回等を行 わなかつた場合には、当該申込者等が、当該販 売業者又は当該役務提供事業者が主務省令で定 めるところにより当該売買契約又は当該役務提 供契約の申込みの撤回等を行うことができる旨 を記載して交付した書面を受領した日から起算 して八日を経過した場合)においては、この限 りでない。

- ◆削除◆
- ◆削除◆
- ◆削除◆
- 2 申込みの撤回等は、当該申込みの撤回等に係る 書面を発した時に、その効力を生ずる。
- 3 申込みの撤回等があつた場合においては、販売業者又は役務提供事業者は、その申込みの撤回等に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。
- 4 申込みの撤回等があつた場合において、その売買契約に係る商品の引渡し又は権利の移転が既にされているときは、その引取り又は返還に要する費用は、販売業者の負担とする。
- 5 役務提供事業者又は指定権利の販売業者は、役務提供契約又は指定権利の売買契約につき申込みの撤回等があつた場合には、既に当該役務提供契約に基づき役務が提供され又は当該権利の

# の対価の総額が政令で定める金額に満たないとき。

- 2 申込みの撤回等は、当該申込みの撤回等に係る書面を発した時に、その効力を生ずる。
- 3 申込みの撤回等があつた場合においては、販売業者又は役務提供事業者は、その申込みの撤回等に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。
- 4 申込みの撤回等があつた場合において、その売買契約に係る商品の引渡し又は権利の移転が既にされているときは、その引取り又は返還に要する費用は、販売業者の負担とする。
- 5 役務提供事業者又は指定権利の販売業者は、役務提供契約又は指定権利の売買契約につき申込みの撤回等があつた場合には、既に当該役務提供契約に基づき役務が提供され又は当該権利の行使により施設が利用され若しくは役務が提供されたときにおいても、申込者等に対し、当該役務提供契約に係る役務の対価その他の金銭又は当該権利の行使により得られた利益に相当する金銭の支払を請求することができない。
- 6 役務提供事業者は、役務提供契約につき申込み の撤回等があつた場合において、当該役務提供 契約に関連して金銭を受領しているときは、申 込者等に対し、速やかに、これを返還しなけれ ばならない。
- 7 役務提供契約又は指定権利の売買契約の申込者 等は、その役務提供契約又は売買契約につき申 込みの撤回等を行つた場合において、当該役務 提供契約又は当該指定権利に係る役務の提供に 伴い申込者等の土地又は建物その他の工作物の 現状が変更されたときは、当該役務提供事業者 又は当該指定権利の販売業者に対し、その原状 回復に必要な措置を無償で講ずることを請求す ることができる。
- 8 前各項の規定に反する特約で申込者等に不利なものは、無効とする。

- 行使により施設が利用され若しくは役務が提供されたときにおいても、申込者等に対し、当該役務提供契約に係る役務の対価その他の金銭又は当該権利の行使により得られた利益に相当する金銭の支払を請求することができない。
- 6 役務提供事業者は、役務提供契約につき申込みの撤回等があつた場合において、当該役務提供契約に関連して金銭を受領しているときは、申込者等に対し、速やかに、これを返還しなければならない。
- 7 役務提供契約又は指定権利の売買契約の申込者等は、その役務提供契約又は売買契約につき申込みの撤回等を行つた場合において、当該役務提供契約又は当該指定権利に係る役務の提供に伴い申込者等の土地又は建物その他の工作物の現状が変更されたときは、当該役務提供事業者又は当該指定権利の販売業者に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができる。
- 8 前各項の規定に反する特約で申込者等に不利なものは、無効とする。

### - 本則-

### 施行日:平成21年12月 1日

(電話勧誘販売における契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し)

- 第二十四条の二 申込者等は、販売業者又は役務提供事業者が電話勧誘販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするに際し次の各号に掲げる行為をしたことにより、当該各号に定める誤認をし、それによつて当該売買契約若しくは当該役務提供契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。
  - 第二十一条第一項の規定に違反して不実のことを告げる行為当該告げられた内容が事実であるとの誤認
  - 二 第二十一条第二項の規定に違反して故意に事 実を告げない行為 当該事実が存在しないとの 誤認

- (電話勧誘販売における契約の申込み又はその承 諾の意思表示の取消し)
- 第二十四条の二 申込者等は、販売業者又は役務提供事業者が電話勧誘販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするに際し次の各号に掲げる行為をしたことにより、当該各号に定める誤認をし、それによつて当該売買契約若しくは当該役務提供契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。
  - 第二十一条第一項の規定に違反して不実のことを告げる行為当該告げられた内容が事実であるとの誤認
  - 二 第二十一条第二項の規定に違反して故意に事 実を告げない行為 当該事実が存在しないとの 誤認

- 2 第九条の二第二項から第四項までの規定は、前項の規定による電話勧誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しについて準用する。
- 2 第九条の三第二項から第四項までの規定は、前項の規定による電話勧誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しについて準用する。

施行日:平成20年12月1日

### 第五節 雑則

(適用除外)

- 第二十六条 前三節の規定は、次の販売又は役務の 提供で訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売に 該当するものについては、適用しない。
  - 一 売買契約又は役務提供契約で、その申込みを した者が営業のために若しくは営業として締 結するもの又は購入者若しくは役務の提供を 受ける者が営業のために若しくは営業として 締結するものに係る販売又は役務の提供
  - 二 本邦外に在る者に対する商品若しくは権利の 販売又は役務の提供
  - 三 国又は地方公共団体が行う販売又は役務の提供
  - 四 次の団体がその直接又は間接の構成員に対して行う販売又は役務の提供(その団体が構成員以外の者にその事業又は施設を利用させることができる場合には、これらの者に対して行う販売又は役務の提供を含む。)
    - イ 特別の法律に基づいて設立された組合並び にその連合会及び中央会
    - ロ 国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第百八条の二又は地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十二条の団体

ハ労働組合

- 五 事業者がその従業者に対して行う販売又は役 務の提供
- 2 第四条から第十条までの規定は、次の訪問販売については、適用しない。
  - その住居において売買契約若しくは役務提供 契約の申込みをし又は売買契約若しくは役務 提供契約を締結することを請求した者に対し て行う訪問販売
  - 二 販売業者又は役務提供事業者がその営業所等 以外の場所において指定商品若しくは指定権 利若しくは指定役務につき売買契約若しくは 役務提供契約の申込みを受け又は売買契約若 しくは役務提供契約を締結することが通例で あり、かつ、通常購入者又は役務の提供を受 ける者の利益を損なうおそれがないと認めら れる取引の態様で政令で定めるものに該当す る訪問販売
- 3 第十八条、第十九条及び第二十一条から前条までの規定は、次の電話勧誘販売については、適用しない。
  - 一 売買契約若しくは役務提供契約の申込みをし 又は売買契約若しくは役務提供契約を締結す るために電話をかけることを請求した者(電

### 第五節 雑則

(適用除外)

- 第二十六条 前三節の規定は、次の販売又は役務の 提供で訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売に 該当するものについては、適用しない。
  - 一売買契約又は役務提供契約で、その申込みを した者が営業のために若しくは営業として締 結するもの又は購入者若しくは役務の提供を 受ける者が営業のために若しくは営業として 締結するものに係る販売又は役務の提供
  - 二 本邦外に在る者に対する商品若しくは権利の 販売又は役務の提供
  - 三 国又は地方公共団体が行う販売又は役務の提 世
  - 四次の団体がその直接又は間接の構成員に対して行う販売又は役務の提供(その団体が構成員以外の者にその事業又は施設を利用させることができる場合には、これらの者に対して行う販売又は役務の提供を含む。)
    - イ 特別の法律に基づいて設立された組合並び にその連合会及び中央会
    - ロ 国家公務員法 (昭和二十二年法律第百二十号) 第百八条の二又は地方公務員法 (昭和二十五年法律第二百六十一号) 第五十二条の団体

ハ労働組合

- 五 事業者がその従業者に対して行う販売又は役 務の提供
- 2 第四条から第十条までの規定は、次の訪問販売 については、適用しない。
  - 一 その住居において売買契約若しくは役務提供 契約の申込みをし又は売買契約若しくは役務 提供契約を締結することを請求した者に対し て行う訪問販売
  - 二 販売業者又は役務提供事業者がその営業所等 以外の場所において指定商品若しくは指定権 利若しくは指定役務につき売買契約若しくは 役務提供契約の申込みを受け又は売買契約若 しくは役務提供契約を締結することが通例で あり、かつ、通常購入者又は役務の提供を受 ける者の利益を損なうおそれがないと認めら れる取引の態様で政令で定めるものに該当す る訪問販売
- 3 第十八条、第十九条及び第二十一条から前条までの規定は、次の電話勧誘販売については、適用しない。
  - 一 売買契約若しくは役務提供契約の申込みをし 又は売買契約若しくは役務提供契約を締結す るために電話をかけることを請求した者(電

- 話勧誘行為又は政令で定める行為によりこれ を請求した者を除く。) に対して行う電話勧 誘販売
- 二 販売業者又は役務提供事業者が電話勧誘行為により指定商品若しくは指定権利若しくは指定役務につき当該売買契約若しくは当該役務提供契約の申込みを郵便等により受け又は当該売買契約若しくは当該役務提供契約を郵便等により締結することが通例であり、かつ、通常購入者又は役務の提供を受ける者の利益を損なうおそれがないと認められる取引の態様で政令で定めるものに該当する電話勧誘販売
- 4 第十条及び前条の規定は、割賦販売(割賦販売 法(昭和三十六年法律第百五十九号)第二条第 一項に規定する割賦販売をいう。以下同じ。) で訪問販売又は電話勧誘販売に該当するものに ついては、適用しない。
- 5 第十一条第一項及び第十三条の規定は、割賦販売等(割賦販売、割賦販売法第二条第二項に規定するローン提携販売又は同条第三項に規定する割賦購入あつせんに係る販売をいう。次項において同じ。)で通信販売に該当するものについては、適用しない。
- 6 第二十条の規定は、割賦販売等で電話勧誘販売に該当するものについては、適用しない。

- 話勧誘行為又は政令で定める行為によりこれ を請求した者を除く。)に対して行う電話勧 誘販売
- 二販売業者又は役務提供事業者が電話勧誘行為により指定商品若しくは指定権利若しくは指定役務につき当該売買契約若しくは当該役務提供契約の申込みを郵便等により受け又は当該売買契約若しくは当該役務提供契約を郵便等により締結することが通例であり、かつ、通常購入者又は役務の提供を受ける者の利益を損なうおそれがないと認められる取引の態様で政令で定めるものに該当する電話勧誘販売
- 4 第十条及び前条の規定は、割賦販売(割賦販売 法(昭和三十六年法律第百五十九号)第二条第 一項に規定する割賦販売をいう。以下同じ。) で訪問販売又は電話勧誘販売に該当するものに ついては、適用しない。
- 5 第十一条及び第十三条の規定は、割賦販売等 (割賦販売、割賦販売法第二条第二項に規定す るローン提携販売又は同条第三項に規定する割 賦購入あつせんに係る販売をいう。次項におい て同じ。)で通信販売に該当するものについて は、適用しない。
- 6 第二十条の規定は、割賦販売等で電話勧誘販売に該当するものについては、適用しない。

施行日:平成21年12月 1日

第五節 雑則

(適用除外)

- 第二十六条 前三節の規定は、次の販売又は役務の 提供で訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売に 該当するものについては、適用しない。
  - 一 売買契約又は役務提供契約で、その申込みを した者が営業のために若しくは営業として締 結するもの又は購入者若しくは役務の提供を 受ける者が営業のために若しくは営業として 締結するものに係る販売又は役務の提供
  - 二 本邦外に在る者に対する商品若しくは権利の 販売又は役務の提供
  - 三 国又は地方公共団体が行う販売又は役務の提供
  - 四 次の団体がその直接又は間接の構成員に対して行う販売又は役務の提供(その団体が構成員以外の者にその事業又は施設を利用させることができる場合には、これらの者に対して行う販売又は役務の提供を含む。)
    - イ 特別の法律に基づいて設立された組合並び にその連合会及び中央会
    - ロ 国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第百八条の二又は地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十二条の団体

ハ 労働組合

五 事業者がその従業者に対して行う販売又は役

### 第五節 雑則

(適用除外)

- 第二十六条 前三節の規定は、次の販売又は役務の 提供で訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売に 該当するものについては、適用しない。
  - 一 売買契約又は役務提供契約で、その申込みを した者が営業のために若しくは営業として締 結するもの又は購入者若しくは役務の提供を 受ける者が営業のために若しくは営業として 締結するものに係る販売又は役務の提供
  - 二 本邦外に在る者に対する商品若しくは権利の 販売又は役務の提供
  - 三 国又は地方公共団体が行う販売又は役務の提供
  - 四 次の団体がその直接又は間接の構成員に対して行う販売又は役務の提供(その団体が構成員以外の者にその事業又は施設を利用させることができる場合には、これらの者に対して行う販売又は役務の提供を含む。)
    - イ 特別の法律に基づいて設立された組合並び にその連合会及び中央会
    - ロ 国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第百八条の二又は地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十二条の団体

ハ労働組合

五 事業者がその従業者に対して行う販売又は役

### 務の提供

- ◆追加◆
- ◆追加◆
- ◆追加◆
- ◆追加◆
- ◆追加◀
- ◆追加◆
- 2 第四条から第十条までの規定は、次の訪問販売 については、適用しない。
  - その住居において売買契約若しくは役務提供 契約の申込みをし又は売買契約若しくは役務 提供契約を締結することを請求した者に対し て行う訪問販売
  - 二 販売業者又は役務提供事業者がその営業所等以外の場所において 指定商品若しくは指定権利若しくは 指定役務につき売買契約若しくは役務提供契約の申込みを受け又は売買契約若しくは役務提供契約を締結することが通例であり、かつ、通常購入者又は役務の提供を受ける者の利益を損なうおそれがないと認められる取引の態様で政令で定めるものに該当する訪問販売
- 3 第十八条、第十九条及び第二十一条から前条までの規定は、次の電話勧誘販売については、適用しない。
  - 一売買契約若しくは役務提供契約の申込みをし 又は売買契約若しくは役務提供契約を締結す るために電話をかけることを請求した者(電 話勧誘行為又は政令で定める行為によりこれ を請求した者を除く。)に対して行う電話勧 誘販売
  - 二 販売業者又は役務提供事業者が電話勧誘行為により 指定商品若しくは指定権利若しくは 指定役務につき当該売買契約若しくは当該役務提供契約の申込みを郵便等により受け又は当該売買契約若しくは当該役務提供契約を郵便等により締結することが通例であり、かつ、通常購入者又は役務の提供を受ける者の利益を損なうおそれがないと認められる取引の態様で政令で定めるものに該当する電話勧誘販売
- 4 第十条及び前条の規定は、割賦販売(割賦販売 法(昭和三十六年法律第百五十九号)第二条第 一項に規定する割賦販売をいう。以下同じ。) で訪問販売又は電話勧誘販売に該当するものに ついては、適用しない。
- 5 第十一条及び第十三条の規定は、割賦販売等 (割賦販売、割賦販売法第二条第二項に規定するローン提携販売 又は同条第三項に規定する割 賦購入あつせんに係る販売をいう。次項において同じ。)で通信販売に該当するものについて は、適用しない。
- 6 第二十条の規定は、割賦販売等で電話勧誘販売 に該当するものについては、適用しない。

#### 務の提供

六 株式会社以外の者が発行する新聞紙の販売

七 弁護士が行う弁護士法(昭和二十四年法律第 二百五号)第三条第一項に規定する役務の提 供及び同法第三十条の二に規定する弁護士法 人が行う同法第三条第一項又は第三十条の五 に規定する役務の提供並びに外国弁護士によ る法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭 和六十一年法律第六十六号)第二条第三号に 規定する外国法事務弁護士が行う同法第三条 第一項、第五条第一項、第五条の二第一項又 は第五条の三に規定する役務の提供

八 次に掲げる販売又は役務の提供

- イ金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第九項に規定する金融商品取引業者が行う同条第八項に規定する商品の販売又は役務の提供、同条第十二項に規定する金融商品仲介業者が行う同条第十二条の提供、同項に規定する役務の提供、同項に規定する役務の提供及び同法第七十九条の十に規定する役務の提供及び同法第一項に規定する役務の提供及び同法第三十項に規定する役務の提供及び第三十項に規定する役務の提供及び第三十項に規定する役務の提供及び第三十項に規定する役務の提供及び第三十項に規定する役務の提供といる。
- 口 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第二条第三号に規定する宅地建物取引業者(信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関であつて、宅地建物取引業法第二条第二号に規定する宅地建物取引業法第二条第二号に規定する商品の販売又は役務の提供
- ハ旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)第六条の四第一項に規定する旅行業者 及び同条第三項に規定する旅行業者代理業 者が行う同法第二条第三項に規定する役務 の提供
- 二 イからハまでに掲げるもののほか、他の法律の規定によつて訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売における商品若しくは指定権利の売買契約又は役務提供契約について、その勧誘若しくは広告の相手方、その申込みをした者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益を保護することができると認められる販売又は役務の提供として政令で定めるもの
- 2 第四条、第五条、第九条、第十八条、第十九条 及び第二十四条の規定は、その全部の履行が契 約の締結後直ちに行われることが通例である役 務の提供として政令で定めるものであつて、訪 問販売又は電話勧誘販売に該当するものの全部

- 又は一部が、契約の締結後直ちに履行された場合(主務省令で定める場合に限る。) については、適用しない。
- 3 第九条及び第二十四条の規定は、次の販売又は 役務の提供で訪問販売又は電話勧誘販売に該当 するものについては、適用しない。
  - その販売条件又は役務の提供条件についての 交渉が、販売業者又は役務提供事業者と購入 者又は役務の提供を受ける者との間で相当の 期間にわたり行われることが通常の取引の態 様である商品又は役務として政令で定めるも のの販売又は提供
  - 二 契約の締結後速やかに提供されない場合には、その提供を受ける者の利益を著しく害するおそれがある役務として政令で定める役務の提供
- 4 第九条及び第二十四条の規定は、訪問販売又は 電話勧誘販売に該当する販売又は役務の提供が 次の場合に該当する場合における当該販売又は 役務の提供については、適用しない。
- 一 第九条第一項に規定する申込者等又は第二十四条第一項に規定する申込者等が第四条若しくは第五条又は第十八条若しくは第十九条の書面を受領した場合において、その使用若しくは一部の消費により価額が著しく減少するおそれがある商品として政令で定めるものを使用し又はその全部若しくは一部を消費させた場合を除く。)。
- 二 第九条第一項に規定する申込者等又は第二十四条第一項に規定する申込者等が第四条若しくは第五条又は第十八条若しくは第十九条の書面を受領した場合において、相当の期間品質を保持することが難しく、品質の低下により価額が著しく減少するおそれがある商品として政令で定めるものを引き渡されたとき。
- 三 第五条第二項又は第十九条第二項に規定する場合において、当該売買契約に係る商品若しくは指定権利の代金又は当該役務提供契約に係る役務の対価の総額が政令で定める金額に満たないとき。
- 5 第四条から第十条までの規定は、次の訪問販売については、適用しない。
  - 一 その住居において売買契約若しくは役務提供 契約の申込みをし又は売買契約若しくは役務 提供契約を締結することを請求した者に対し て行う訪問販売
  - 二 販売業者又は役務提供事業者がその営業所等 以外の場所において 商品若しくは指定権利若 しくは 役務につき売買契約若しくは役務提供 契約の申込みを受け又は売買契約若しくは役 務提供契約を締結することが通例であり、か つ、通常購入者又は役務の提供を受ける者の 利益を損なうおそれがないと認められる取引 の態様で政令で定めるものに該当する訪問販 売

- 6 第十八条、第十九条及び第二十一条から前条までの規定は、次の電話勧誘販売については、適用しない。
  - 一 売買契約若しくは役務提供契約の申込みをし 又は売買契約若しくは役務提供契約を締結す るために電話をかけることを請求した者(電 話勧誘行為又は政令で定める行為によりこれ を請求した者を除く。)に対して行う電話勧 誘販売
  - 二 販売業者又は役務提供事業者が電話勧誘行為により 商品若しくは指定権利若しくは 役務につき当該売買契約若しくは当該役務提供契約の申込みを郵便等により受け又は当該売買契約若しくは当該役務提供契約を郵便等により締結することが通例であり、かつ、通常購入者又は役務の提供を受ける者の利益を損なうおそれがないと認められる取引の態様で政令で定めるものに該当する電話勧誘販売
- 7 第十条及び前条の規定は、割賦販売(割賦販売 法(昭和三十六年法律第百五十九号)第二条第 一項に規定する割賦販売をいう。以下同じ。) で訪問販売又は電話勧誘販売に該当するものに ついては、適用しない。
- 8 第十一条及び第十三条の規定は、割賦販売等 (割賦販売、割賦販売法第二条第二項に規定す るローン提携販売、同条第三項に規定する包括 信用購入あつせん又は同条第四項に規定する個 別信用購入あつせんに係る販売をいう。次項に おいて同じ。)で通信販売に該当するものにつ いては、適用しない。
- 9 第二十条の規定は、割賦販売等で電話勧誘販売に該当するものについては、適用しない。

|施行日:平成21年12月 1日

#### ◆追加◆

### (協会への加入の制限等)

第二十七条の二 前条第一項の一般社団法人(以下 「訪問販売協会」という。)は、その定款にお いて、第八条第一項の規定により訪問販売に関 する業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられ た者又は第二十九条の三に規定する定款の定め によつて当該訪問販売協会から除名の処分を受 けた者については、その者が社員として加入す ることを拒否することができる旨を定めなけれ ばならない。

2 訪問販売協会は、社員の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

### - 本則-

施行日:平成21年12月 1日

### (成立の届出)

第二十七条の二 前条第一項の一般社団法人(以下 「訪問販売協会」という。)は、成立したとき は、成立の日から二週間以内に、登記事項証明 書及び定款の写しを添えて、その旨を主務大臣

#### (成立の届出)

第二十七条の三 訪問販売協会は、成立したとき は、成立の日から二週間以内に、登記事項証明 書及び定款の写しを添えて、その旨を主務大臣 に届け出なければならない。

- に届け出なければならない。
- 2 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。
- 2 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

### 施行日:平成21年12月 1日

### (変更の届出)

- 第二十七条の三 訪問販売協会は、その名称、住所 ◆追加◆その他の主務省令で定める事項につい て変更があつたときは、当該変更の日から二週 間以内に、その旨を主務大臣に届け出なければ ならない。
- 2 前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

### (変更の届出)

- 第二十七条の四 訪問販売協会は、その名称、住所 、定款その他の主務省令で定める事項について 変更があつたときは、当該変更の日から二週間 以内に、その旨を主務大臣に届け出なければな らない。
- 2 前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

### - 本則-

### 施行日:平成21年12月 1日

### (名称の使用制限)

- 第二十八条 訪問販売協会でない者は、その <mark>名称中に</mark>訪問販売協会 という文字を用いてはならない。
- 2 訪問販売協会に加入していない者は、その 名称 中に訪問販売協会会員 という文字を用いてはな らない。

### (名称の使用制限)

- 第二十八条 訪問販売協会でない者は、その 名称又 は商号中に、訪問販売協会 であると誤認される おそれのある文字を用いてはならない。
- 2 訪問販売協会に加入していない者は、その名称又は商号中に、訪問販売協会会員であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

### - 本則-

### 施行日:平成21年12月 1日

### (苦情の解決)

- 第二十九条 訪問販売協会は、購入者又は役務の提供を受ける者等から会員の営む訪問販売の業務に関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該会員に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。
- 2 訪問販売協会は、前項の申出に係る苦情の解決 について必要があると認めるときは、当該会員 に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、 又は資料の提出を求めることができる。
- 3 会員は、訪問販売協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。
- 4 訪問販売協会は、第一項の申出、当該苦情に係る事情及びその解決の結果について会員に周知させなければならない。

### (購入者等の利益の保護に関する措置)

- 第二十九条 訪問販売協会は、購入者又は役務の提供を受ける者等から会員の営む訪問販売の業務に関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該会員に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。
- 2 訪問販売協会は、前項の申出に係る苦情の解決 について必要があると認めるときは、当該会員 に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、 又は資料の提出を求めることができる。
- 3 会員は、訪問販売協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。
- 4 訪問販売協会は、第一項の申出、当該苦情に係る事情及びその解決の結果について会員に周知させなければならない。

#### - 本則-

### |施行日:平成21年12月 1日

### ◆追加◆

第二十九条の二 訪問販売協会は、会員の営む訪問販売の業務に係る売買契約若しくは役務提供契約をこの法律の規定により解除し、又は会員の営む訪問販売の業務に係る売買契約若しくは役

務提供契約の申込み若しくはその承諾の意思表示をこの法律の規定により取り消して当該会員に支払つた金銭の返還を請求した者に対し、正当な理由なくその金銭の返還がされない場合に、その者に対し、一定の金額の金銭を交付する業務を行うものとする。

- 2 訪問販売協会は、前項の業務に関する基金を設け、この業務に要する費用に充てることを条件 として会員から出えんされた金額の合計額をも つてこれに充てるものとする。
- 3 訪問販売協会は、定款において、第一項の業務 の実施の方法を定めておかなければならない。
- 4 訪問販売協会は、前項の規定により業務の実施 の方法を定めたときは、これを公表しなければ ならない。これを変更したときも、同様とす る。

### - 本則-

施行日:平成21年12月1日

### ◆追加◆

(社員に対する処分)

第二十九条の三 訪問販売協会は、その定款において、社員が、この法律の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為をした場合に、当該社員に対し、過怠金を課し、定款に定める社員の権利の停止若しくは制限を命じ、又は除名する旨を定めなければならない。

#### - 本則-

施行日:平成21年12月 1日

### ◆追加◆

(情報の提供等)

第二十九条の四 主務大臣は、訪問販売協会に対し、第二十九条及び第二十九条の二に規定する 業務の実施に関し必要な情報及び資料の提供又 は指導及び助言を行うものとする。

#### - 本則-

### 施行日:平成21年12月 1日

(訪問販売協会の業務の監督)

- 第二十九条の二 訪問販売協会の業務は、主務大臣 の監督に属する。
- 2 主務大臣は、前条の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、いつでも、 当該業務及び訪問販売協会の財産の状況を検査 し、又は訪問販売協会に対し、当該業務に関し 監督上必要な命令をすることができる。
- 3 主務大臣は、前項の命令をした場合において、 購入者又は役務の提供を受ける者の利益を保護 するため特に必要があると認めるときは、当該 命令をした旨を公表することができる。

#### (訪問販売協会の業務の監督)

- 第二十九条の五 訪問販売協会の業務は、主務大臣 の監督に属する。
- 2 主務大臣は、◆削除◆業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、この法律の規定の施行に必要な限度において、当該業務及び訪問販売協会の財産の状況を検査し、又は訪問販売協会に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 3 主務大臣は、前項の命令をした場合において、 購入者又は役務の提供を受ける者の利益を保護 するため特に必要があると認めるときは、当該 命令をした旨を公表することができる。

### - 本則-

### 施行日:平成21年12月 1日

### (名称の使用制限)

- 第三十一条 通信販売協会でない者は、その <mark>名称中に</mark>通信販売協会 という文字を用いてはならない。
- 2 通信販売協会に加入していない者は、その 名称 中に通信販売協会会員 という文字を用いてはな らない。

### (名称の使用制限)

- 第三十一条 通信販売協会でない者は、その 名称又 は商号中に、通信販売協会 であると誤認される おそれのある文字を用いてはならない。
- 2 通信販売協会に加入していない者は、その名称 又は商号中に、通信販売協会会員であると誤認 されるおそれのある文字を用いてはならない。

### - 本則-

### 施行日:平成20年12月1日

### (合理的な根拠を示す資料の提出)

第三十四条の二 主務大臣は、前条第一項第一号又は第四号に掲げる事項につき不実のことを告げる行為をしたか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該統括者、当該勧誘者又は当該一般連鎖販売業者に対しる合理的なことができる。これできる。これできる。これできる。これできる。これでは、当該所の提出を求めることができる。これでは、当該所の提出を求めることができる。当該一般連鎖販売業者が当該資料を提出しない場合では、第三十八条及び第三十九条第一項の規定の適用については、当該統括者、当該勧誘者又は第一般連鎖販売業者は、前条第一項の規定は第一般連鎖販売業者は、前条第一項の規定のよりでは、当該一般連鎖販売業者は、前条第一項の規定のよりでは、当該一般連鎖販売業者は、前条第一項の規定のよりでは、当該統括者、当該一項第一号に掲げる事項につき不実のことを告げる行為をしたものとみなす。

#### (合理的な根拠を示す資料の提出)

第三十四条の二 主務大臣は、前条第一項第一号又は第四号に掲げる事項につき不実のことを告げる行為をしたか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該統括者、当該勧誘者又は当該告げた事項の裏付けとなる合理的なことができる。これを当該告げた事項の表表が当該を提出しない。当該統括者、当該統括者、当該勧誘者又は当該一般連鎖販売業者が当該資料を提出しない第三十九条第一項の規定の適用については、当該統計者又は当該一般連鎖販売業者は、第三十八条第一項がら第三項まで及び第三十九条第一項の規定の適用については、当該統計条第一項の規定の適用については、当該統計条第一項第一号又は第四号に掲げる事項につき不実のことを告げる行為をしたものとなす。

### - 本則-

### 施行日:平成20年12月1日

### (連鎖販売取引についての広告)

- 第三十五条 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者は、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について広告をするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該広告に、その連鎖販売業に関する次の事項を表示しなければならない。
  - 一商品又は役務の種類
  - 二 当該連鎖販売取引に伴う特定負担に関する事項
  - 三 その連鎖販売業に係る特定利益について広告 をするときは、その計算の方法
  - 四 前三号に掲げるもののほか、経済産業省令で 定める事項
- 2 前項各号に掲げる事項のほか、統括者、勧誘者 又は一般連鎖販売業者は、その統括者の統括す る一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引につい て電磁的方法により広告をするとき(その相手 方の求めに応じて広告をするとき、その他の経 済産業省令で定めるときを除く。)は、経済 業省令で定めるところにより、当該広告に、 の相手方が当該広告に係る統括者、勧誘者又は 一般連鎖販売業者から電磁的方法による広告の 提供を受けることを希望しない旨の意思を表示

### (連鎖販売取引についての広告)

- 第三十五条 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者 は、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に 係る連鎖販売取引について広告をするときは、 経済産業省令で定めるところにより、当該広告 に、その連鎖販売業に関する次の事項を表示し なければならない。
  - 一 商品又は役務の種類
  - 二 当該連鎖販売取引に伴う特定負担に関する事項
  - 三 その連鎖販売業に係る特定利益について広告をするときは、その計算の方法
  - 四 前三号に掲げるもののほか、経済産業省令で 定める事項

### ◆削除◆

施行日:平成20年12月 1日

(合理的な根拠を示す資料の提出)

第三十六条の二 主務大臣は、前条に規定する表示に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示に資料の提出を求めることができる。この場合に分別できる。この場合に行って、当該統括者、当該勧誘者又は当該一般連第三十八条及び第三十九条第一項の適用については、当該表示は、前条に規定する表示に該当するものとみなす。

(合理的な根拠を示す資料の提出)

第三十六条の二 主務大臣は、前条に規定する表示に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すに当該統括者、当該勧誘者又は当該一般連鎖販売業者が当該資料を提出しないときは、第三十八条第一項から第三項まで及び第三十九条第一項の適用については、当該表示は、前条に規定する表示に該当するものとみなす。

### - 本則-

施行日:平成20年12月1日

(電磁的方法による広告の提供を受けることを希望しない旨の意思の表示を受けている者に対する 提供の禁止)

第三十六条の三 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売 業者は、その統括者の統括する一連の連鎖販売 業に係る連鎖販売取引について電磁的方法によ り広告をする場合において、その相手方から第 三十五条第二項の規定により電磁的方法による 広告の提供を受けることを希望しない旨の意思 の表示を受けているときは、その者に対し、電 磁的方法による広告の提供を行つてはならな い。 (承諾をしていない者に対する電子メール広告の 提供の禁止等)

第三十六条の三 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売 業者は、次に掲げる場合を除き、その統括者の 統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引 について、その相手方となる者の承諾を得ない で電子メール広告をしてはならない。

- 一 相手方となる者の請求に基づき、その統括者 の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売 取引に係る電子メール広告(以下この章にお いて「連鎖販売取引電子メール広告」とい う。)をするとき。
- 二 前号に掲げるもののほか、通常連鎖販売取引電子メール広告の提供を受ける者の利益を損なうおそれがないと認められる場合として経済産業省令で定める場合において、連鎖販売取引電子メール広告をするとき。
- 2 前項に規定する承諾を得、又は同項第一号に規定する請求を受けた統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者は、当該連鎖販売取引電子メール広告の相手方から連鎖販売取引電子メール広告の提供を受けない旨の意思の表示を受けたときは、当該相手方に対し、連鎖販売取引電子メール広告をしてはならない。ただし、当該表示を受けた後に再び連鎖販売取引電子メール広告をすることにつき当該相手方から請求を受け、この限りでない。
- 3 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者は、連鎖 販売取引電子メール広告をするときは、第一項 第二号に掲げる場合を除き、当該連鎖販売取引 電子メール広告をすることにつきその相手方の 承諾を得、又はその相手方から請求を受けたこ との記録として経済産業省令で定めるものを作 成し、経済産業省令で定めるところによりこれ を保存しなければならない。

- 4 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者は、連鎖 販売取引電子メール広告をするときは、第一項 第二号に掲げる場合を除き、当該連鎖販売取引 電子メール広告に、第三十五条各号に掲げる事 項のほか、経済産業省令で定めるところにより、その相手方が連鎖販売取引電子メール広告 の提供を受けない旨の意思を表示するために必 要な事項として経済産業省令で定めるものを表示しなければならない。
- 5 前二項の規定は、統括者、勧誘者又は一般連鎖 販売業者が他の者に次に掲げる業務のすべてに つき一括して委託しているときは、その委託に 係る連鎖販売取引電子メール広告については、 適用しない。
  - 連鎖販売取引電子メール広告をすることにつきその相手方の承諾を得、又はその相手方から請求を受ける業務
  - 二 第三項に規定する記録を作成し、及び保存する業務
  - 三 前項に規定する連鎖販売取引電子メール広告 の提供を受けない旨の意思を表示するために 必要な事項を表示する業務

### 施行日:平成20年12月1日

### ◆追加◆

- 第三十六条の四 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者から前条第五項各号に掲げる業務のすべてにつき一括して委託を受けた者(以下この章でに第六十六条第四項及び第六項において「連鎖販売取引電子メール広告受託事業者」という。)は、次に掲げる場合を除き、当該業業者(以下この条において「連鎖販売取引電子メール広告委託者」という。)が行うその統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引電子メール広告をしてはならい。
  - 一 相手方となる者の請求に基づき、連鎖販売取引電子メール広告委託者に係る連鎖販売取引電子メール広告をするとき。
  - 二 前号に掲げるもののほか、通常連鎖販売取引電子メール広告委託者に係る連鎖販売取引電子メール広告の提供を受ける者の利益を損なうおそれがないと認められる場合として経済産業省令で定める場合において、連鎖販売取引電子メール広告委託者に係る連鎖販売取引電子メール広告をするとき。
- 2 前条第二項から第四項までの規定は、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者による連鎖販売取引電子メール広告委託者に係る連鎖販売取引電子メール広告について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「第一項第二号」とあるのは、「次条第一項第二号」と読み替えるものとする。

### 施行日:平成20年12月 1日

#### (指示)

- 第三十八条 主務大臣は、統括者が第三十三条の二、第三十四条第一項、第三項若しくは第四項、第三十五条、第三十六条、第三十六条の三◆追加◆若しくは前条の規定に違反し若しくは次に掲げる行為をした場合又は勧誘者が第三十三条の二、第三十四条第一項、第三項若しくは第二号から第四号までに掲げる行為をした場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の出手方の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その統括者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。
  - 一その連鎖販売業に係る連鎖販売契約に基づく 債務又はその解除によつて生ずる債務の全部 又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延さ せること。
  - 二 その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引につき利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供してその連鎖販売業に係る連鎖販売契約(その連鎖販売業に係る商品の販売若しくはそのあつせん又は役務の提供若しくはそのあつせんを店舗等によらないで行う個人との契約に限る。次号において同じ。)の締結について勧誘をすること。
  - 三 その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売契約を締結しない旨の意思を表示している者に対し、当該連鎖販売契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘をすること。
  - 四 前三号に掲げるもののほか、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売契約に関する行為であつて、連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益を害するおそれがあるものとして経済産業省令で定めるもの。
- 2 主務大臣は、勧誘者が第三十三条の二、第三十四条第一項、第三項若しくは第四項、第三十五条、第三十六条の三 ◆追加◆若しくは前条の規定に違反し、又は前項各号に掲げる行為をした場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その勧誘者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。
- 3 主務大臣は、一般連鎖販売業者が第三十三条の二、第三十四条第二項から第四項まで、第三十五条、第三十六条、第三十六条の三 ◆追加◆若しくは前条の規定に違反し、又は第一項各号に掲げる行為をした場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その一般連鎖

### (指示)

- 第三十八条 主務大臣は、統括者が第三十三条の二、第三十四条第一項、第三項若しくは第四項、第三十五条、第三十六条の第三十六条の見定に指導を除く。)若しくは前条の規定に指した場合又は勧誘三十三条の二、第三十四条第一項、第三十五条、第三十六条の三(第五項を除く。)の掲定は第三十六条の三(第五項を除く。)の掲定に違反し若しくは第二号から第四号までに違反し若しくは第二号から第四号までに違反し若しくは第二号から第四号までによび連鎖販売取引の相手方の利益が害されるよび連鎖販売取引の相手方の利益が話者と認めるときとを指示することを指示する。
  - その連鎖販売業に係る連鎖販売契約に基づく 債務又はその解除によつて生ずる債務の全部 又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延さ せること。
  - 二 その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引につき利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供してその連鎖販売業に係る連鎖販売契約(その連鎖販売業に係る商品の販売若しくはそのあつせん又は役務の提供若しくはそのあつせんを店舗等によらないで行う個人との契約に限る。次号において同じ。)の締結について勧誘をすること。
  - 三 その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売契約を締結しない旨の意思を表示している者に対し、当該連鎖販売契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘をすること。
  - 四 前三号に掲げるもののほか、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売契約に関する行為であつて、連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益を害するおそれがあるものとして経済産業省令で定めるもの。
- 2 主務大臣は、勧誘者が第三十三条の二、第三十四条第一項、第三項若しくは第四項、第三十五条、第三十六条の三 (第五項を除く。)若しくは前条の規定に違反し、又は前項各号に掲げる行為をした場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その勧誘者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。
- 3 主務大臣は、一般連鎖販売業者が第三十三条の 二、第三十四条第二項から第四項まで、第三十 五条、第三十六条、第三十六条の三 (第五項を 除く。) 若しくは前条の規定に違反し、又は第 一項各号に掲げる行為をした場合において連鎖 販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利

販売業者に対し、必要な措置をとるべきことを 指示することができる。

◆追加◆

- 益が害されるおそれがあると認めるときは、その一般連鎖販売業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。
- 4 経済産業大臣は、連鎖販売取引電子メール広告 受託事業者が第三十六条の四第一項又は同条第 二項において準用する第三十六条の三第二項か ら第四項までの規定に違反した場合において、 連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方 の利益が害されるおそれがあると認めるとき は、その連鎖販売取引電子メール広告受託事業 者に対し、必要な措置をとるべきことを指示す ることができる。

### - 本則-

### 施行日:平成20年12月1日

### (連鎖販売取引の停止等)

- 第三十九条 主務大臣は、統括者が第三十三条の 1、第三十四条第一項、第三項若しくは第四 項、第三十五条、第三十六条、第三十六条の三 ◆追加◆若しくは第三十七条の規定に違反し若 しくは前条第一項各号に掲げる行為をした場合 若しくは勧誘者が第三十三条の二、第三十四条 第一項、第三項若しくは第四項、第三十五条、 第三十六条若しくは第三十六条の三◆追加◆の 規定に違反し若しくは前条第一項第二号から第 四号までに掲げる行為をした場合において連鎖 販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利 益が著しく害されるおそれがあると認めるとき 又は統括者が同項の規定による指示に従わない ときは、その統括者に対し、一年以内の期間を 限り、当該連鎖販売業に係る連鎖販売取引につ いて勧誘を行い若しくは勧誘者に行わせること を停止し、又はその行う連鎖販売取引の全部若 しくは一部を停止すべきことを命ずることがで きる。
- 2 主務大臣は、勧誘者が第三十三条の二、第三十四条第一項、第三項若しくは第四項、第三十五条、第三十六条の三 ◆追加◆若しくは第三十七条の規定に違反し若しくは前条第一項各号に掲げる行為をした場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方のもとをは、その勧誘者が同条第二項の規定による指示に従わないときは、その勧誘者に対し、一年以内の期間を限り、当該連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行うことを停止し、又はその行う連鎖販売取引の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずることができる。
- 3 主務大臣は、一般連鎖販売業者が第三十三条の二、第三十四条第二項から第四項まで、第三十五条、第三十六条、第三十六条の三 ◆追加◆若しくは第三十七条の規定に違反し若しくは前条第一項各号に掲げる行為をした場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき又は一般連鎖販売業者が同条第三項の規定に

### (連鎖販売取引の停止等)

- 第三十九条 主務大臣は、統括者が第三十三条の - 第三十四条第一項、第三項若しくは第四 項、第三十五条、第三十六条、第三十六条の三 (第五項を除く。) 若しくは第三十七条の規定 に違反し若しくは前条第一項各号に掲げる行為 をした場合若しくは勧誘者が第三十三条の二 第三十四条第一項、第三項若しくは第四項、第 三十五条、第三十六条若しくは第三十六条の三 (第五項を除く。) の規定に違反し若しくは前 条第一項第二号から第四号までに掲げる行為を した場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖 販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそ れがあると認めるとき又は統括者が同項の規定 による指示に従わないときは、その統括者に対 し、一年以内の期間を限り、当該連鎖販売業に 係る連鎖販売取引について勧誘を行い若しくは 勧誘者に行わせることを停止し、又はその行う 連鎖販売取引の全部若しくは一部を停止すべき ことを命ずることができる。
- 2 主務大臣は、勧誘者が第三十三条の二、第三十四条第一項、第三項若しくは第四項、第三中五条、第三十六条の三 (第五項を除く。)若しくは第三十七条の規定に違反し若しくは前条第一項各号に掲げる行為をした場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引にの相手方の利益が著しく害されるおそれがあるとき又は勧誘者が同条第二項の規定し、これを限り、当該連鎖販売取引について勧誘を行うことを停止し、又はその行う連鎖販売取引の全部若とは一部を停止すべきことを命ずることができる。
- 3 主務大臣は、一般連鎖販売業者が第三十三条の 二、第三十四条第二項から第四項まで、第三十 五条、第三十六条、第三十六条の三 (第五項を 除く。)若しくは第三十七条の規定に違反し若 しくは前条第一項各号に掲げる行為をした場合 において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引 の相手方の利益が著しく害されるおそれがある と認めるとき、又は一般連鎖販売業者が同条第

よる指示に従わないときは、その一般連鎖販売業者に対し、一年以内の期間を限り、当該連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行うことを停止し、又はその行う連鎖販売取引の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずることができる。

### ◆追加◆

- 4 主務大臣は、 前三項の規定による命令をしたと きは、その旨を公表しなければならない。
- ◆追加◆

- 三項の規定による指示に従わないときは、その一般連鎖販売業者に対し、一年以内の期間を限り、当該連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行うことを停止し、又はその行う連鎖販売取引の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずることができる。
- 4 経済産業大臣は、連鎖販売取引電子メール広告 受託事業者が第三十六条の四第一項若しくは同 条第二項において準用する第三十六条の三第二 項から第四項までの規定に違反した場合にお目 で連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引のとき 方の利益が著しく害されるおるとも、又は連鎖販売取引電子メール広告受 事業者が前条第四項の規定による指示に従わる 事業者が前条第四項の規定による指示に従わ いときは、その連鎖販売取引電子メール広告受 託事業者に対し、一年以内の期間を限り、連鎖 販売取引電子メール広告に関する業務の全部 は一部を停止すべきことを命ずることができる。
- 5 主務大臣は、 第一項から第三項までの規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければ ならない。
- 6 経済産業大臣は、第四項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

### - 本則-

### 施行日:平成21年12月1日

(連鎖販売契約の申込み又はその承諾の意思表示 の取消し)

- - 第三十四条第一項の規定に違反して不実のことを告げる行為当該告げられた内容が事実であるとの誤認
  - 二 第三十四条第一項の規定に違反して故意に事 実を告げない行為 当該事実が存在しないとの 誤認
  - 三 第三十四条第二項の規定に違反して不実のことを告げる行為 当該告げられた内容が事実であるとの誤認
- 2 第九条の二第二項から第四項までの規定は、前項の規定による連鎖販売契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しについて準用する。

(連鎖販売契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し)

- 第四十条の三連鎖販売加入者は、統括者若しくは 勧誘者がその統括者の統括する一連の無益 業に係る連鎖販売契約の締結にのでも 業に際し第一号若しくは第二号に掲げるでして るに際し第一号若しくは第二号に掲げるでは にの連鎖販売業者がその連鎖販売業に際に は一般連鎖をするにとの が、といる が、といる が、といる が、といる が、といる が、といる が、といる が、といる ではいる ではい
  - 一 第三十四条第一項の規定に違反して不実のことを告げる行為 当該告げられた内容が事実であるとの誤認
  - 二 第三十四条第一項の規定に違反して故意に事 実を告げない行為 当該事実が存在しないとの 誤認
  - 三 第三十四条第二項の規定に違反して不実のことを告げる行為 当該告げられた内容が事実であるとの誤認
- 2 第九条の三第二項から第四項までの規定は、前項の規定による連鎖販売契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しについて準用する。

# 施行日:平成21年12月1日

(特定継続的役務提供等契約の申込み又はその承 諾の意思表示の取消し)

- 第四十九条の二 特定継続的役務提供受領者等は、 役務提供事業者又は販売業者が特定継続的役務 提供等契約の締結について勧誘をするに際し次 の各号に掲げる行為をしたことにより、当該各 号に定める誤認をし、それによつて当該特定継 続的役務提供等契約の申込み又はその承諾の意 思表示をしたときは、これを取り消すことがで きる。
  - 一 第四十四条第一項の規定に違反して不実のこ とを告げる行為 当該告げられた内容が事実で あるとの誤認
  - 二 第四十四条第二項の規定に違反して故意に事 実を告げない行為 当該事実が存在しないとの 誤認
- 2 第九条の二第二項から第四項までの規定は、前項の規定による特定継続的役務提供等契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しについて準用する。
- 3 前条第五項から第七項までの規定は、第一項の 規定により特定継続的役務提供等契約の申込み 又はその承諾の意思表示が取り消された場合に ついて準用する。

(特定継続的役務提供等契約の申込み又はその承 諾の意思表示の取消し)

- 第四十九条の二 特定継続的役務提供受領者等は、 役務提供事業者又は販売業者が特定継続的役務 提供等契約の締結について勧誘をするに際し次 の各号に掲げる行為をしたことにより、当該各 号に定める誤認をし、それによつて当該特定継 続的役務提供等契約の申込み又はその承諾の意 思表示をしたときは、これを取り消すことがで きる。
  - 第四十四条第一項の規定に違反して不実のことを告げる行為当該告げられた内容が事実であるとの誤認
  - 二 第四十四条第二項の規定に違反して故意に事 実を告げない行為 当該事実が存在しないとの 誤認
- 2 第九条の三第二項から第四項までの規定は、前項の規定による特定継続的役務提供等契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しについて準用する。
- 3 前条第五項から第七項までの規定は、第一項の 規定により特定継続的役務提供等契約の申込み 又はその承諾の意思表示が取り消された場合に ついて準用する。

### - 本則-

# 施行日:平成20年12月1日

(合理的な根拠を示す資料の提出)

第五十二条の二 主務大臣は、前条第一項第一号又は第四号に掲げる事項につき不実のことを告げる行為をしたか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該業務提供誘引販売業を行う者に対し、期間を定めて、当該告げた事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出当該業務提供誘引販売業を行う者が当該資料と表第一項の規定の適用については、当該業務提供誘引販売業を行う者は、前条第一項第一号又は第四号に掲げる事項につき不実のことを告げる行為をしたものとみなす。

### (合理的な根拠を示す資料の提出)

第五十二条の二 主務大臣は、前条第一項第一号又は第四号に掲げる事項につき不実のことを告げる行為をしたか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該業務提供誘引販売業を行う者に対し、期間を定めて、当該告げた事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出当該業務提供誘引販売業を行う者が当該資料を提出しないときは、第五十六条第一項及び第五十七条第一項の規定の適用については、当該業務提供誘引販売業を行う者は、前条第一項第一号又は第四号に掲げる事項につき不実のことを告げる行為をしたものとみなす。

#### - 本則-

# 施行日:平成20年12月1日

(業務提供誘引販売取引についての広告)

第五十三条 業務提供誘引販売業を行う者は、その 業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取 引について広告をするときは、経済産業省令で 定めるところにより、当該広告に、その業務提 供誘引販売業に関する次の事項を表示しなけれ ばならない。 (業務提供誘引販売取引についての広告)

第五十三条 業務提供誘引販売業を行う者は、その 業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取 引について広告をするときは、経済産業省令で 定めるところにより、当該広告に、その業務提 供誘引販売業に関する次の事項を表示しなけれ ばならない。

- 一 商品又は役務の種類
- 二 当該業務提供誘引販売取引に伴う特定負担に 関する事項
- 三 その業務提供誘引販売業に関して提供し、又はあつせんする業務について広告をするときは、その業務の提供条件
- 四 前三号に掲げるもののほか、経済産業省令で 定める事項
- 2 前項各号に掲げる事項のほか、業務提供誘引販売業を行う者は、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引について電磁的方法により広告をするとき、その相手方の求めに応じて広告をするとき、その他の経済産業省令で定めるときを除く。)は、経済産業省令で定めるときを除く。)は、経済産業省令で定めるときを除く。)は、経済産業省令で定めるときを除く。)は、経済産業省令で定めるときを除く。)は、経済産業省令で定めるときを除く。)は、経済産業省令で定めるときを除く。)は、経済産業を行う者から電ムところにより、当該によるによりにある。

- 一 商品又は役務の種類
- 二 当該業務提供誘引販売取引に伴う特定負担に 関する事項
- 三 その業務提供誘引販売業に関して提供し、又 はあつせんする業務について広告をするとき は、その業務の提供条件
- 四 前三号に掲げるもののほか、経済産業省令で 定める事項
- ◆削除◆

### 施行日:平成20年12月 1日

(合理的な根拠を示す資料の提出)

第五十四条の二 主務大臣は、前条に規定する表示に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした業務提供誘引販売業を行う者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該業務提供誘引販売業を行う者が当該資料を提出しないときは、第五十六条及び第五十七条第一項の規定の適用については、当該表示は、前条に規定する表示に該当するものとみなす。

(合理的な根拠を示す資料の提出)

第五十四条の二 主務大臣は、前条に規定する表示に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした業務提供誘引販売業を行う者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該業務提供誘引販売業を行う者が当該資料を提出しないときは、第五十六条第一項及び第五十七条第一項の規定の適用については、当該表示は、前条に規定する表示に該当するものとみなす。

#### - 本則-

### |施行日:平成20年12月 1日

(電磁的方法による広告の提供を受けることを希望しない旨の意思の表示を受けている者に対する 提供の禁止)

第五十四条の三 業務提供誘引販売業を行う者は、 その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販 売取引について電磁的方法により広告をする場 合において、その相手方から第五十三条第二項 の規定により電磁的方法による広告の提供を受 けることを希望しない旨の意思の表示を受けて いるときは、その者に対し、電磁的方法による 広告の提供を行つてはならない。 (承諾をしていない者に対する電子メール広告の 提供の禁止等)

- 第五十四条の三 業務提供誘引販売業を行う者は、 次に掲げる場合を除き、その業務提供誘引販売 業に係る業務提供誘引販売取引について、その 相手方となる者の承諾を得ないで電子メール広 告をしてはならない。
  - 一相手方となる者の請求に基づき、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引に係る電子メール広告(以下この章において「業務提供誘引販売取引電子メール広告」という。)をするとき。
  - 二 前号に掲げるもののほか、通常業務提供誘引 販売取引電子メール広告の提供を受ける者の 利益を損なうおそれがないと認められる場合 として経済産業省令で定める場合において、 業務提供誘引販売取引電子メール広告をする とき。

- 2 前項に規定する承諾を得、又は同項第一号に規定する請求を受けた業務提供誘引販売業を行う者は、当該業務提供誘引販売取引電子メール広告の相手方から業務提供誘引販売取引電子メール広告の提供を受けない旨の意思の表示を受けたときは、当該相手方に対し、業務提供誘引販売取引電子メール広告をしてはならない。ただし、当該表示を受けた後に再び業務提供誘引販売取引電子メール広告をすることにつき当該相手方から請求を受け、又は当該相手方の承諾を得た場合には、この限りでない。
- 3 業務提供誘引販売業を行う者は、業務提供誘引 販売取引電子メール広告をするときは、第一項 第二号に掲げる場合を除き、当該業務提供誘引 販売取引電子メール広告をすることにつきその 相手方の承諾を得、又はその相手方から請求を 受けたことの記録として経済産業省令で定める ものを作成し、経済産業省令で定めるところに よりこれを保存しなければならない。
- 4 業務提供誘引販売業を行う者は、業務提供誘引販売取引電子メール広告をするときは、第一項第二号に掲げる場合を除き、当該業務提供誘引販売取引電子メール広告に、第五十三条各号に掲げる事項のほか、経済産業省令で定めるところにより、その相手方が業務提供誘引販売取引電子メール広告の提供を受けない旨の意思を表示するために必要な事項として経済産業省令で定めるものを表示しなければならない。
- 5 前二項の規定は、業務提供誘引販売業を行う者が他の者に次に掲げる業務のすべてにつき一括して委託しているときは、その委託に係る業務提供誘引販売取引電子メール広告については、適用しない。
  - ー 業務提供誘引販売取引電子メール広告をする ことにつきその相手方の承諾を得、又はその 相手方から請求を受ける業務
  - 二 第三項に規定する記録を作成し、及び保存する業務
  - 三 前項に規定する業務提供誘引販売取引電子 メール広告の提供を受けない旨の意思を表示 するために必要な事項を表示する業務

# 施行日:平成20年12月 1日

#### ◆追加◆

### ない。

- ー 相手方となる者の請求に基づき、業務提供誘引販売取引電子メール広告委託者に係る業務 提供誘引販売取引電子メール広告をすると き。
- 二 前号に掲げるもののほか、通常業務提供誘引販売取引電子メール広告委託者に係る業務提供誘引販売取引電子メール広告の提供を受ける者の利益を損なうおそれがないと認められる場合として経済産業省令で定める場合において、業務提供誘引販売取引電子メール広告委託者に係る業務提供誘引販売取引電子メール広告をするとき。
- 2 前条第二項から第四項までの規定は、業務提供 誘引販売取引電子メール広告受託事業者による 業務提供誘引販売取引電子メール広告委託者に 係る業務提供誘引販売取引電子メール広告につ いて準用する。この場合において、同条第三項 及び第四項中「第一項第二号」とあるのは、 「次条第一項第二号」と読み替えるものとす る。

# - 本則-

# 施行日:平成20年12月 1日

### (指示)

- 第五十六条 主務大臣は、業務提供誘引販売業を行う者が第五十一条の二、第五十二条、第五十三条、第五十四条の三 ◆追加◆若しくは前条の規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、業務提供誘引販売取引の公正及び業務提供誘引販売取引の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その業務提供誘引販売業を行う者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。
  - その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引 販売契約に基づく債務又はその解除によつて 生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、 又は不当に遅延させること。
  - 二 その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引につき利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供してその業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約(その業務提供誘引販売業に関して提供され、又はあつせんされる業務を事業所等によらないで行う個人との契約に限る。次号において同じ。)の締結について勧誘をすること。
  - 三 その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引 販売契約を締結しない旨の意思を表示してい る者に対し、当該業務提供誘引販売契約の締 結について迷惑を覚えさせるような仕方で勧 誘をすること。
  - 四 前三号に掲げるもののほか、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約に関する行為であつて、業務提供誘引販売取引の公正及び業務提供誘引販売取引の相手方の利益

#### (指示)

- 第五十六条 主務大臣は、業務提供誘引販売業を行う者が第五十一条の二、第五十二条、第五十三条、第五十四条の三 (第五項を除く。)若しくは前条の規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、業務提供誘引販売取引の公正及び業務提供誘引販売取引の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その業務提供誘引販売業を行う者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。
  - その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引 販売契約に基づく債務又はその解除によつて 生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、 又は不当に遅延させること。
  - 二 その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引につき利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供してその業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約(その業務提供誘引販売業に関して提供され、又はあつせんされる業務を事業所等によらないで行う個人との契約に限る。次号において同じ。)の締結について勧誘をすること。
  - 三 その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引 販売契約を締結しない旨の意思を表示してい る者に対し、当該業務提供誘引販売契約の締 結について迷惑を覚えさせるような仕方で勧 誘をすること。
  - 四 前三号に掲げるもののほか、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約に関する行為であつて、業務提供誘引販売取引の公

を害するおそれがあるものとして経済産業省 令で定めるもの。

◆追加◆

- 正及び業務提供誘引販売取引の相手方の利益を害するおそれがあるものとして経済産業省令で定めるもの。
- 2 経済産業大臣は、業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者が第五十四条の四第一項又は同条第二項において準用する第五十四条の三第二項から第四項までの規定に違反した場合において、業務提供誘引販売取引の公正及び業務提供誘引販売取引の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

# - 本則-

# 施行日:平成20年12月 1日

# (業務提供誘引販売取引の停止等)

- 第五十七条 主務大臣は、業務提供誘引販売業を行う者が第五十一条の二、第五十二条、第五十三条、第五十四条の三 ◆追加◆若と、第五十四条の規定に違反し若しくは前条各号に掲げる行為をした場合において業務提供誘引販売取引の公正及び業務提供誘引販売取引のとき、又は業務提供誘引販売業を行う者に対し、一年以内の期間を限り、当該業務提供誘引販売業に係の実務提供誘引販売業を停止すべきことを命ずることができる。
- ◆追加◆
- 2 主務大臣は、 <mark>前項</mark>の規定による命令をしたとき は、その旨を公表しなければならない。
- ◆追加◆

# (業務提供誘引販売取引の停止等)

- 第五十七条 主務大臣は、業務提供誘引販売業を行う者が第五十一条の二、第五十二条、第五十四条、第五十四条の三 (第五項を除く。) 若しくは第五十五条の規定に違反した場合した場所であるとは 前条第一項各号に掲げる行為をした場合において業務提供誘引販売取引の公正及び業務提供誘引販売取引の相手方の利益が著しく害と表表を行う者が 同項の規定による指示に行わないときは、その業務提供誘引販売業を行う者に対し、一年以内の期間を限り、当該業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引の全まる。
- 2 経済産業大臣は、業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者が第五十四条の四第一項若しくは同条第二項において準用する第五十四条の三第二項から第四項までの規定に公達を表して業務提供誘引販売取引を表して業務提供誘引販売取引を表したがあるとを記めるとき、との業務提供誘引販売取引電子メール広告を設けし、一年以内の期間を関するとの業務提供誘引販売取引電子メール広告に関するとができる。
- 3 主務大臣は、 第一項の規定による命令をしたと きは、その旨を公表しなければならない。
- 4 経済産業大臣は、第二項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

#### - 本則-

### 施行日:平成21年12月 1日

(業務提供誘引販売契約の申込み又はその承諾の 意思表示の取消し)

第五十八条の二 相手方は、業務提供誘引販売業を

(業務提供誘引販売契約の申込み又はその承諾の 意思表示の取消し)

||第五十八条の二 相手方は、業務提供誘引販売業を

行う者がその業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約の締結について勧誘をするに際し次の各号に掲げる行為をしたことにより、当該各号に定める誤認をし、それによつて当該業務提供誘引販売契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

- 第五十二条第一項の規定に違反して不実のことを告げる行為当該告げられた内容が事実であるとの誤認
- 二 第五十二条第一項の規定に違反して故意に事 実を告げない行為 当該事実が存在しないとの 誤認
- 2 第九条の二第二項から第四項までの規定は、前項の規定による業務提供誘引販売契約の申込み 又はその承諾の意思表示の取消しについて準用 する。

- 行う者がその業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約の締結について勧誘をするに際し次の各号に掲げる行為をしたことにより、当該各号に定める誤認をし、それによつて当該業務提供誘引販売契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。
- 第五十二条第一項の規定に違反して不実のことを告げる行為当該告げられた内容が事実であるとの誤認
- 二 第五十二条第一項の規定に違反して故意に事 実を告げない行為 当該事実が存在しないとの 誤認
- 2 第九条の三第二項から第四項までの規定は、前項の規定による業務提供誘引販売契約の申込み 又はその承諾の意思表示の取消しについて準用する。

#### - 本則-

# 施行日:平成20年12月1日

### (指定法人)

- 第六十一条 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、一般社団法人又は一般財団法人であつて、次項に規定する業務(以下この項及び 第六十六条第二項において「特定商取引適正化業務」という。)を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、特定商取引適正化業務を行う者(以下「指定法人」という。)として指定することができる。
- 2 指定法人は、次に掲げる業務を行うものとする。
  - 一 前条第一項の規定による主務大臣に対する申 出をしようとする者に対し指導又は助言を行 うこと。
  - 二 主務大臣から求められた場合において、前条 第二項の申出に係る事実関係につき調査を行 うこと。
  - 三 特定商取引に関する情報又は資料を収集し、 及び提供すること。
  - 四 特定商取引に関する苦情処理又は相談に係る業務を担当する者を養成すること。

# (指定法人)

- 第六十一条 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、一般社団法人又は一般財団法人であつて、次項に規定する業務(以下この項及び 第六十六条第五項において「特定商取引適正化業務」という。)を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、特定商取引適正化業務を行う者(以下「指定法人」という。)として指定することができる。
- 2 指定法人は、次に掲げる業務を行うものとする。
  - 一 前条第一項の規定による主務大臣に対する申 出をしようとする者に対し指導又は助言を行 うこと。
  - 二 主務大臣から求められた場合において、前条 第二項の申出に係る事実関係につき調査を行 うこと。
  - 三 特定商取引に関する情報又は資料を収集し、 及び提供すること。
  - 四 特定商取引に関する苦情処理又は相談に係る業務を担当する者を養成すること。

## - 本則-

# 施行日:平成20年12月 1日

### (消費経済審議会への諮問)

- 第六十四条 主務大臣は、第二条第四項、第九条第一項(第三号を除く。)、第二十四条第一項(第三号を除く。)、第二十六条第二項第二号 若しくは第三項第二号、第四十一条第一項第一号(期間に係るものに限る。)若しくは第二項 又は第四十八条第二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、消費経済審議会に 諮問しなければならない。
- 2 経済産業大臣は、第二条第一項第二号若しくは 第三項、第六条第四項、第九条第一項第三号、

### (消費経済審議会への諮問)

- 第六十四条 主務大臣は、第二条第四項、第九条第一項(第三号を除く。)、第二十四条第一項(第三号を除く。)、第二十六条第二項第二号若しくは第三項第二号、第四十一条第一項第一号(期間に係るものに限る。)若しくは第二項又は第四十八条第二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、消費経済審議会に諮問しなければならない。
- 2 経済産業大臣は、第二条第一項第二号若しくは 第三項、第六条第四項、第九条第一項第三号、

第二十四条第一項第三号、第二十六条第三項第一号、第三十四条第四項、第四十条の二第二項第四号、第四十一条第一項第一号(金額に係るものに限る。)、第四十九条第二項第一号口若しくは第二号、第五十二条第三項又は第六十六条第二項◆追加◆の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、消費経済審議会に諮問しなければならない。

第二十四条第一項第三号、第二十六条第三項第一号、第三十四条第四項、第四十条の二第二項第四号、第四十一条第一項第一号(金額に係るものに限る。)、第四十九条第二項第一号口若しくは第二号、第五十二条第三項又は第六十六条第二項(密接関係者の定めに係るものに限る。)の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、消費経済審議会に諮問しなければならない。

# - 本則-

# 施行日:平成21年12月1日

(消費者委員会及び消費経済審議会への諮問)

- 第六十四条 主務大臣は、第二条第四項、第九条第 一項(第三号を除く。)、第二十四条第一項 (第三号を除く。)、第二十六条第二項第二号 若しくは第三項第二号、第四十一条第一項第一 号(期間に係るものに限る。)若しくは第二項 又は第四十八条第二項の政令の制定又は改廃の 立案をしようとするときは、政令で定めるとこ ろにより、消費者委員会及び消費経済審議会に 諮問しなければならない。
- 2 主務大臣は、第二条第一項第二号若しくは第三項、第六条第四項、第九条第一項第三号、第二十四条第一項第三号、第二十四条第一項第三号、第二十六条第三項第一号、第三十四条第一項第一号(金額に係るものに限る。)、第四十九条第二項第一号口若しくは第二号、第五十二条第三項又は第六十六条第二項(密接関係者の定めに係るものに限る。)の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、政令で定めるところにより、消費者委員会及び消費経済審議会に諮問しなければならない。

(消費者委員会及び消費経済審議会への諮問)

- 第六十四条 主務大臣は、第二条第四項、第二十六 条第一項第八号二、第二項、第三項各号、第四 項第一号若しくは第二号、第五項第二号若しく は第六項第二号、第四十一条第一項第一号(期 間に係るものに限る。)若しくは第二項又は第 四十八条第二項の政令の制定又は改廃の立案を しようとするときは、政令で定めるところにより、消費者委員会及び消費経済審議会に諮問し なければならない。
- 2 主務大臣は、第二条第一項第二号若しくは第三項、第六条第四項、第二十六条第四項第三号若しくは第六項第一号、第三十四条第四項、第四十条の二第二項第四号、第四十一条第一項第一号(金額に係るものに限る。)、第四十九条第二項(密接関係者の定めに限る。)の政令の制定又は改廃の立係るものに限る。)の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、政令で定めるところにより、消費者委員会及び消費経済審議会に諮問しなければならない。

#### - 本則-

### |施行日:平成20年12月 1日

# (報告及び立入検査)

- 第六十六条 主務大臣は、この法律を施行するため 必要があると認めるときは、政令で定めるとこ ろにより販売業者、役務提供事業者、統括者、 勧誘者、一般連鎖販売業者若しくは業務提供誘 引販売業を行う者(以下この条において「販売 業者等」という。)に対し 報告をさせ、又はそ の職員に、販売業者等の店舗その他の事業所に 立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ ることができる。
- 2 主務大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、◆追加◆関連商品の販売を行う者その他の販売業者等と密接な関係を有する者として政令で定める者(以下この項において「密接関係者」という。)に対し報告をさせ、又はその職員に、密接関係者の店舗その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

### (報告及び立入検査)

- 第六十六条 主務大臣は、この法律を施行するため 必要があると認めるときは、政令で定めるとこ るにより販売業者、役務提供事業者、統括者、 勧誘者、一般連鎖販売業者若しくは業務提供誘 引販売業を行う者(以下この条において「販売 業者等」という。)に対し 報告若しくは帳簿、 書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員 に販売業者等の店舗その他の事業所に立ち入 り、帳簿、書類その他の物件を検査させること ができる。
- 2 主務大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、 政令で定めるところにより関連商品の販売を行う者その他の販売業者等と密接な関係を有する者として政令で定める者(以下この項において「密接関係者」という。) に対し 報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に密接関係者の店舗その他の事業

3 主務大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、販売業者等と特定商取引(通信販売に係る取引を除く。以下この項において同じ。)に関して取引する者 ◆追加◆に対し、特定商取引に係る契約に基づく当該販売業者等の債務又は特定商取引に係る契約の解除によって生ずる当該販売業者等の債務に関し参考となるべき報告又は資料の提出をさせることができる。

### ◆追加◆

4 主務大臣は、特定商取引適正化業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、指定法人に対し、特定商取引適正化業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、指定法人の事務所に立ち入り、特定商取引適正化業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

## ◆追加◆

- 5 第一項、第二項又は前項の規定により立入検査 をする職員は、その身分を示す証明書を携帯 し、関係人に提示しなければならない。
- 6 第一項、第二項又は第四項の規定による立入検 査の権限は、犯罪捜査のために認められたもの と解釈してはならない。

- 所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 主務大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、販売業者等と ◆削除 ◆取引する者 (次項の規定が適用される者を除く。) に対し、 当該販売業者等の業務又は財産に関し参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。
- 4 主務大臣(通信販売電子メール広告受託事業 者、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者又 は業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事 業者に係るものについては、経済産業大臣) は、この法律を施行するため特に必要があると 認めるときは、電気通信事業法(昭和五十九年 法律第八十六号)第二条第五号に規定する電気 通信事業者その他の者であつて、電磁的方法の 利用者を識別するための文字、番号、記号その 他の符号又は同条第二号に規定する電気通信設 備を識別するための文字、番号、記号その他の 符号(電子メール広告の相手方の使用に係る電 子計算機の映像面に表示されたもの又は電子 メール広告をするために用いられたもののうち 当該電子メール広告をした者に関するものに限 る。)を使用する権利を付与したものから、当 該権利を付与された者の氏名又は名称、住所そ の他の当該権利を付与された者を特定するため に必要な情報について、報告を求めることがで きる。
- 5 主務大臣は、特定商取引適正化業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、指定法人に対し、特定商取引適正化業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、指定法人の事務所に立ち入り、特定商取引適正化業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 6 第一項から第三項までの規定は、通信販売電子メール広告受託事業者、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者及び業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者について準用する。この場合において、第一項から第三項までの規定中「主務大臣」とあるのは「経済産業大臣」と、第二項及び第三項中「販売業者等」とあるのは「通信販売電子メール広告受託事業者、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者又は業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者と読み替えるものとする。
- 7 第一項 若しくは第二項(これらの規定を前項において読み替えて準用する場合を含む。)又は第五項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 8 第一項 若しくは第二項(これらの規定を第六項 において読み替えて準用する場合を含む。)又 は第五項の規定による立入検査の権限は、犯罪 捜査のために認められたものと解釈してはなら ない。

# 施行日:平成21年12月1日

# (主務大臣等)

- 第六十七条 この法律における主務大臣は、次のと おりとする。
  - 一指定商品に係る販売業者に関する事項、商品に係る一連の連鎖販売業の統括者、勧誘者及び一般連鎖販売業者に関する事項並びに商品に係る業務提供誘引販売業を行う者に関する事項については、内閣総理大臣、経済産業大臣及び当該商品の流通を所掌する大臣
  - 二 指定権利に係る販売業者に関する事項、施設を利用し又は役務の提供を受ける権利に係る一連の連鎖販売業の統括者、勧誘者及び一般連鎖販売業者に関する事項、特定継続的役務の提供を受ける権利に係る販売業者に関する事項並びに施設を利用し又は役務の提供を受ける権利に係る業務提供誘引販売業を行う者に関する事項については、内閣総理大臣、経済産業大臣及び当該権利に係る施設又は役務の提供を行う事業を所管する大臣
  - 三 指定役務に係る役務提供事業者に関する事項、役務に係る一連の連鎖販売業の統括者、勧誘者及び一般連鎖販売業者に関する事項、特定継続的役務に係る役務提供事業者に関する事項並びに役務に係る業務提供誘引販売業を行う者に関する事項については、内閣総理大臣、経済産業大臣及び当該役務の提供を行う事業を所管する大臣
  - 四 通信販売電子メール広告受託事業者、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者及び業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者に関する事項、訪問販売協会及び通信販売協会に関する事項並びに第六十四条第二項の規定による消費者委員会及び消費経済審議会への諮問に関する事項については、内閣総理大臣及び経済産業大臣
  - 五 指定法人に関する事項については、内閣総理 大臣、経済産業大臣並びに 指定商品の流通を 所掌する大臣、指定権利に係る施設又は役務 の提供を行う事業を所管する大臣、 指定役 務の提供を行う事業を所管する大臣及び特定 継続的役務の提供を行う事業を所管する大臣
  - 六 第六十四条第一項の規定による消費者委員会 及び消費経済審議会への諮問に関する事項に ついては、内閣総理大臣、経済産業大臣及び 当該商品の流通を所掌する大臣、当該権利に 係る施設若しくは役務の提供を行う事業を所 管する大臣又は当該役務の提供を行う事業を 所管する大臣

#### ◆追加◆

- 2 内閣総理大臣は、この法律による権限(◆追加 ◆政令で定めるものを除く。)を消費者庁長官 に委任する。
- 3 この法律における主務省令は、内閣総理大臣及び経済産業大臣が共同で発する命令とする。た

# (主務大臣等)

- 第六十七条 この法律における主務大臣は、次のと おりとする。
  - 一 商品に係る販売業者に関する事項、商品に係る一連の連鎖販売業の統括者、勧誘者及び一般連鎖販売業者に関する事項並びに商品に係る業務提供誘引販売業を行う者に関する事項については、内閣総理大臣、経済産業大臣及び当該商品の流通を所掌する大臣
  - 二 指定権利に係る販売業者に関する事項、施設を利用し又は役務の提供を受ける権利に係る一連の連鎖販売業の統括者、勧誘者及び一般連鎖販売業者に関する事項、特定継続的役務の提供を受ける権利に係る販売業者に関する事項並びに施設を利用し又は役務の提供を受ける権利に係る業務提供誘引販売業を行う者に関する事項については、内閣総理大臣、経済産業大臣及び当該権利に係る施設又は役務の提供を行う事業を所管する大臣
  - 三 ◆削除◆役務提供事業者に関する事項、役務に係る一連の連鎖販売業の統括者、勧誘者及び一般連鎖販売業者に関する事項◆削除◆並びに役務に係る業務提供誘引販売業を行う者に関する事項については、内閣総理大臣、経済産業大臣及び当該役務の提供を行う事業を所管する大臣
  - 四 通信販売電子メール広告受託事業者、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者及び業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者に関する事項、訪問販売協会及び通信販売協会に関する事項並びに第六十四条第二項の規定による消費者委員会及び消費経済審議会への諮問に関する事項については、内閣総理大臣及び経済産業大臣
  - 五 指定法人に関する事項については、内閣総理 大臣、経済産業大臣並びに 商品の流通を所掌 する大臣、指定権利に係る施設又は役務の提 供を行う事業を所管する大臣、 役務の提供を 行う事業を所管する大臣及び特定継続的役務 の提供を行う事業を所管する大臣
  - 六 第六十四条第一項の規定による消費者委員会 及び消費経済審議会への諮問に関する事項に ついては、内閣総理大臣、経済産業大臣及び 当該商品の流通を所掌する大臣、当該権利に 係る施設若しくは役務の提供を行う事業を所 管する大臣又は当該役務の提供を行う事業を 所管する大臣
- 2 内閣総理大臣は、この法律による権限(金融庁の所掌に係るものに限り、政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。
- 3 内閣総理大臣は、この法律による権限(消費者 庁の所掌に係るものに限り、政令で定めるもの を除く。)を消費者庁長官に委任する。
- 4 この法律における主務省令は、内閣総理大臣及

だし、第六十一条第一項に規定する主務省令については、第一項第五号に定める主務大臣の発する命令とする。

び経済産業大臣が共同で発する命令とする。ただし、第六十一条第一項に規定する主務省令については、第一項第五号に定める主務大臣の発する命令とする。

### - 本則-

# 施行日:平成21年12月 1日

### (権限の委任)

第六十九条 この法律により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に行わせることができる。

#### ◆追加◆

2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、 第六十七条第二項の規定により委任された権限 の一部を経済産業局長に委任することができ る。

# (権限の委任)

- 第六十九条 この法律により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に行わせることができる。
- 2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第六十七条第二項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。
- 3 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、 第六十七条第三項の規定により委任された権限 の一部を経済産業局長に委任することができ る。

### - 本則-

# 施行日:平成20年12月1日

### 第七章 罰則

- 第七十条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処し、 又はこれを併科する。
  - 一 第六条第一項から第三項まで、第二十一条、 第三十四条第一項から第三項まで、第四十四 条又は第五十二条第一項若しくは第二項の規 定に違反した者
  - 二 第八条第一項、 第十五条第一項、第二十三条 第一項、第三十九条第一項 から第三項まで、 第四十七条第一項又は 第五十七条第一項の規 定による命令に違反した者

## 第七章 罰則

- 第七十条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処し、 又はこれを併科する。
  - 第六条第一項から第三項まで、第二十一条、 第三十四条第一項から第三項まで、第四十四 条又は第五十二条第一項若しくは第二項の規 定に違反した者
  - 二 第八条第一項、第十五条第一項若しくは第二項、第二十三条第一項、第三十九条第一項 から第四項まで、第四十七条第一項又は 第五十七条第一項若しくは第二項の規定による命令に違反した者

# - 本則-

# 施行日:平成21年12月 1日

### 第七章 罰則

- 第七十条 次の各号のいずれかに該当する者は、二 年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処し、 又はこれを併科する。
  - 第六条第一項から第三項まで、第二十一条、 第三十四条第一項から第三項まで、第四十四 条又は第五十二条第一項若しくは第二項の規 定に違反した者
  - 二 第八条第一項、第十五条第一項若しくは第二項、第二十三条第一項、第三十九条第一項から第四項まで、第四十七条第一項又は第五十七条第一項若しくは第二項の規定による命令に違反した者

### 第七章 罰則

第七十条 第六条第一項から第三項まで、第二十一条、第三十四条第一項から第三項まで、第四十四条又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

#### - 本則-

# 施行日:平成21年12月 1日

### ◆追加◆

第七十条の二 第八条第一項、第十五条第一項若し くは第二項、第二十三条第一項、第三十九条第 一項から第四項まで、第四十七条第一項又は第 五十七条第一項若しくは第二項の規定による命 令に違反した者は、二年以下の懲役又は三百万 円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

### - 本則-

施行日:平成21年12月 1日

# ◆追加◆

第七十条の三 第六条第四項、第三十四条第四項又 は第五十二条第三項の規定に違反した者は、一 年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処し、 又はこれを併科する。

### - 本則-

|施行日:平成21年12月 1日

- 第七十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、 六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処し、 又はこれを併科する。
  - 一 第六条第四項、第三十四条第四項又は第五十 二条第三項の規定に違反した者
  - 二 第三十七条又は第五十五条の規定に違反して、書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項が記載されていない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付した者

第七十一条 第三十七条又は第五十五条の規定に違反して、書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項が記載されていない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付した者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

### - 本則-

施行日:平成20年12月 1日

- 第七十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、 百万円以下の罰金に処する。
  - 一 第四条、第五条、第十八条、第十九条又は第四十二条の規定に違反して、書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項が記載されていない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付した者
  - 二 第七条、第十四条、第二十二条、第三十八条、第四十六条又は第五十六条の規定による 指示に違反した者
  - 三 第十二条、第三十六条、第四十三条又は第五 十四条の規定に違反して、著しく事実に相違 する表示をし、又は実際のものよりも著しく 優良であり、若しくは有利であると人を誤認 させるような表示をした者
  - ◆追加◆
  - ◆追加◆
  - 四 第十三条第一項又は第二十条の規定に違反して通知しなかつた者
  - 五 第三十五条第一項又は第五十三条第一項の規 定に違反して表示しなかつた者
  - 六 第四十五条第一項の規定に違反して、同項に 定める書類を備え置かず、又はこれに不正の 記載をした者

- 第七十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、 百万円以下の罰金に処する。
  - 一第四条、第五条、第十八条、第十九条又は第四十二条の規定に違反して、書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項が記載されていない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付した者
  - 二 第七条、第十四条、第二十二条、第三十八条、第四十六条又は第五十六条の規定による 指示に違反した者
  - 三 第十二条、第三十六条、第四十三条又は第五 十四条の規定に違反して、著しく事実に相違 する表示をし、又は実際のものよりも著しく 優良であり、若しくは有利であると人を誤認 させるような表示をした者
  - 四 第十二条の三第一項若しくは第二項(第十二条の四第二項において準用する場合を含む。)、第十二条の四第一項、第三十六条の三第一項若しくは第二項(第三十六条の四第二項において準用する場合を含む。)、第三十六条の四第一項、第五十四条の四第二項において準用する場合を含む。)又は第五十四条の四第一項の規定に違反した者

- 七 第四十五条第二項の規定に違反して、正当な 理由がないのに、書類の閲覧又は謄本若しく は抄本の交付を拒んだ者
- ◆追加◆
- ◆追加◆

- 五 第十二条の三第三項(第十二条の四第二項に おいて読み替えて準用する場合を含む。)、 第三十六条の三第三項(第三十六条の四第二 項において読み替えて準用する場合を含 む。)又は第五十四条の三第三項(第五十四 条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に違反して、記録を作成 せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかつた者
- 六 第十三条第一項又は第二十条の規定に違反して通知しなかつた者
- 七 第三十五条又は第五十三条の規定に違反して表示しなかつた者
- 八 第四十五条第一項の規定に違反して、同項に 定める書類を備え置かず、又はこれに不正の 記載をした者
- 九 第四十五条第二項の規定に違反して、正当な 理由がないのに、書類の閲覧又は謄本若しく は抄本の交付を拒んだ者
- + 第六十六条第一項 (同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同条第一項の規定による物件を提出せず、若しくは虚偽の物件を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 十一第六十六条第二項(同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同条第二項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

施行日:平成20年12月 1日

- 第七十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、 三十万円以下の罰金に処する。
  - 一 第二十八条第二項又は第三十一条第二項の規 定に違反して、その名称中に訪問販売協会会
- 第七十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、 三十万円以下の罰金に処する。
  - 一 第二十八条第二項又は第三十一条第二項の規 定に違反して、その名称中に訪問販売協会会

- 員又は通信販売協会会員という文字を用いた 者
- 二 第六十六条第三項 ◆追加◆の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は 同項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出した者
- 三 第六十六条第四項の規定による報告をせず、 若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定に よる検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 員又は通信販売協会会員という文字を用いた 者
- 二 第六十六条第三項 (同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は 同条第三項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出した者
- 三 第六十六条第五項の規定による報告をせず、 若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定に よる検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

# 施行日:平成21年12月 1日

- 第七十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、 三十万円以下の罰金に処する。
  - 第二十八条第二項又は第三十一条第二項の規定に違反して、その名称中に訪問販売協会会員という文字を用いた者
  - 二 第六十六条第三項(同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第三項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出した者
  - 三 第六十六条第五項の規定による報告をせず、 若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定に よる検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

- 第七十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、 三十万円以下の罰金に処する。
  - 一 第二十八条第二項又は第三十一条第二項の規 定に違反して、その 名称又は商号中に訪問販 売協会会員又は通信販売協会会員 であると誤 認されるおそれのある文字を用いた者
  - 二 第六十六条第三項(同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第三項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出した者
  - 三 第六十六条第五項の規定による報告をせず、 若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定に よる検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

# - 本則-

# 施行日:平成21年12月1日

- 第七十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。
  - 一 第七十条第二号 三億円以下の罰金刑
  - 二第七十条第一号又は前三条各本条の罰金刑
- 第七十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。
  - 一 第七十条の二 三億円以下の罰金刑
  - 二 第七十条又は第七十条の三から前条まで 各本 条の罰金刑

# - 本則-

### |施行日:平成21年12月 1日

- 第七十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、 五十万円以下の過料に処する。
  - 第二十七条の二第一項、第二十七条の三第一項、第三十条の二第一項又は第三十条の三第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
  - 二 第二十九条の二第二項若しくは第三十二条の 二第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若 しくは忌避し、又は 第二十九条の二第二項若
- 第七十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、 五十万円以下の過料に処する。
  - ー 第二十七条の三第一項、第二十七条の四第一 項、第三十条の二第一項又は第三十条の三第 一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届 出をした者
  - 二 第二十九条の五第二項若しくは第三十二条の 二第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若 しくは忌避し、又は 第二十九条の五第二項若

施行日:平成21年12月 1日

第七十六条 第二十八条第一項又は第三十一条第一項の規定に違反して、その 名称中に訪問販売協会 という文字を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

第七十六条 第二十八条第一項又は第三十一条第一項の規定に違反して、その 名称又は商号中に訪問販売協会又は通信販売協会 であると誤認されるおそれのある文字を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

# - 改正法·附則- ~ 平成16年 5月12日 法律 第44号~

施行日:平成21年12月 1日

|(特定商取引に関する法律の一部改正に伴う経過 措置)

- 第二条 第一条の規定による改正後の特定商取引に 関する法律(以下「新特定商取引法」とい う。)第六条の二、第二十一条の二、第三十四 条の二、第四十四条の二及び第五十二条の二の 規定は、この法律の施行前にした行為について は、適用しない。
- 2 新特定商取引法第九条及び第二十四条の規定は、この法律の施行後に販売業者若しくは役務提供事業者が受けた売買契約若しくは役務提供契約の申込み又はこの法律の施行後に締結された売買契約若しくは役務提供契約(この法律の施行前にその申込みを受けたものを除く。)について適用し、この法律の施行前に販売業者しては役務提供契約の申込み若しくはその申込みに係る売買契約若しくは役務提供契約がこの法律の施行後に締結された場合におけるその売買契約若しくは役務提供契約については、なお従前の例による。
- 3 新特定商取引法第九条の二及び第二十四条の二 の規定は、この法律の施行前にした売買契約若 しくは役務提供契約の申込み又はその承諾の意 思表示については、適用しない。
- 4 新特定商取引法第四十条の三、第四十九条の二及び第五十八条の二の規定は、この法律の施行前にした特定商取引に関する法律第三十三条第一項に規定する連鎖販売業に係る連鎖販売契約」という。)、同法第四十一条第一項第一号に規定する特定機長契約(以下単に「特定機利販売契約」という。)若しくは同年に規定する特定権利販売契約(以下「業務提供誘引販売取引についての契約(以下「業務提供誘引販売契約」という。)の申込み又はその承諾の意思表示については、適用しない。
- 5 新特定商取引法第十二条の二、第三十六条の

(特定商取引に関する法律の一部改正に伴う経過 措置)

- 第二条 第一条の規定による改正後の特定商取引に 関する法律(以下「新特定商取引法」とい う。)第六条の二、第二十一条の二、第三十四 条の二、第四十四条の二及び第五十二条の二の 規定は、この法律の施行前にした行為について は、適用しない。
- 2 新特定商取引法第九条及び第二十四条の規定は、この法律の施行後に販売業者若しくは役務提供事業者が受けた売買契約若しくは役務提供契約の申込み又はこの法律の施行後に締結された売買契約若しくは役務提供契約(この法律の施行前にその申込みを受けたものを除く。)者しくは役務提供事業者が受けた売買契約若しくはその申込み若しくはその申込み若しくは役務提供契約の申込み若しくはその施行後に締結された場合におけるその売買契約若しくは役務提供契約又はこの法律の施行におけるをの売買契約若しくは役務提供契約とはこの法律の施行にのいては、なお従前の例による。
- 3 特定商取引に関する法律第九条の三及び第二十四条の二の規定は、この法律の施行前にした売買契約若しくは役務提供契約の申込み又はその承諾の意思表示については、適用しない。
- 4 新特定商取引法第四十条の三、第四十九条の二 及び第五十八条の二の規定は、この法律の施行 前にした特定商取引に関する法律第三十三条第 一項に規定する連鎖販売業に係る連鎖販売取引 についての契約(以下「連鎖販売契約」という。)、同法第四十一条第一項第一号に規定する特定継続的役務提供契約(以下単に「特定維 続的役務提供契約」という。)若しくは同項 二号に規定する特定権利販売契約(以下単に 「特定権利販売契約」という。)若しくは 第五十一条第一項に規定する業務提供誘引販売取引についての契約 (以下「業務提供誘引販売取引についての契約 (以下「業務提供誘引販売契約」という。)の 申込み又はその承諾の意思表示については、適 用しない。
- 5 新特定商取引法第十二条の二、第三十六条の

- 二、第四十三条の二及び第五十四条の二の規定 は、この法律の施行前にした表示については、 適用しない。
- 6 新特定商取引法第三十七条第二項の規定は、この法律の施行後に締結された連鎖販売契約について適用し、この法律の施行前に締結された連鎖販売契約については、なお従前の例による。
- 7 新特定商取引法第四十条、第四十八条及び第五十八条の規定は、この法律の施行後に締結された連鎖販売契約、特定継続的役務提供契約若しくは特定権利販売契約又は業務提供誘引販売契約について適用し、この法律の施行前に締結された連鎖販売契約、特定継続的役務提供契約若しくは特定権利販売契約又は業務提供誘引販売契約については、なお従前の例による。
- 8 新特定商取引法第四十条の二の規定は、この法律の施行前に締結された連鎖販売契約については、適用しない。
- 9 新特定商取引法第五十条第二項の規定は、この 法律の施行後に解除された特定継続的役務提供 契約、特定権利販売契約又は特定商取引に関す る法律第四十八条第二項に規定する関連商品販 売契約(以下単に「関連商品販売契約」とい う。)について適用し、この法律の施行前に解 除された特定継続的役務提供契約、特定権利販 売契約又は関連商品販売契約については、なお 従前の例による。
- 10 新特定商取引法第五十八条の三の規定は、この 法律の施行前に締結された業務提供誘引販売契 約については、適用しない。

- 二、第四十三条の二及び第五十四条の二の規定は、この法律の施行前にした表示については、 適用しない。
- 6 新特定商取引法第三十七条第二項の規定は、この法律の施行後に締結された連鎖販売契約について適用し、この法律の施行前に締結された連 鎖販売契約については、なお従前の例による。
- 7 新特定商取引法第四十条、第四十八条及び第五十八条の規定は、この法律の施行後に締結された連鎖販売契約、特定継続的役務提供契約若しくは特定権利販売契約又は業務提供誘引販売契約について適用し、この法律の施行前に締結された連鎖販売契約、特定継続的役務提供契約若しくは特定権利販売契約又は業務提供誘引販売契約については、なお従前の例による。
- 8 新特定商取引法第四十条の二の規定は、この法律の施行前に締結された連鎖販売契約については、適用しない。
- 9 新特定商取引法第五十条第二項の規定は、この 法律の施行後に解除された特定継続的役務提供 契約、特定権利販売契約又は特定商取引に関す る法律第四十八条第二項に規定する関連商品販 売契約(以下単に「関連商品販売契約」とい う。)について適用し、この法律の施行前に解 除された特定継続的役務提供契約、特定権利販 売契約又は関連商品販売契約については、なお 従前の例による。
- 10 新特定商取引法第五十八条の三の規定は、この 法律の施行前に締結された業務提供誘引販売契 約については、適用しない。

- 改正法·附則・題名- ~ 平成*20*年 *6月18*日 法律 第*74号*~

施行日:平成20年12月1日

◆追加◆

附 則(平成二〇・六・一八法七四)抄

改正法·附則- ~ 平成20年 6月18日 法律 第74号~

施行日:平成20年12月 1日

◆追加◆

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 〔平成二一年政令第一六一号で同年一二月一日から施行〕ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第四条第十一項及び第十二項〔中略〕の 規定 公布の日
- 二 第一条及び附則第三条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日〔平成二〇年政令第三四二号で同年一二月一日から施行〕
- 三〔省略〕

四〔省略〕

- 改正法·附則- ~ 平成*20*年 *6月18*日 法律 第*74*号~

# 施行日:平成20年12月1日

## ◆追加◆

(特定商取引に関する法律の一部改正に伴う経過 措置)

- 2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際既にされている意思の表示であって、通信販売電子メール広告等に相当するものの提供を受けない旨のものは、第二号新特定商取引法第十二条の三第二項(第二号新特定商取引法第十六条の三第二項(第二号新特定商取引法第五十六条の四第二項において準用する場合を含む。)に規定する意思の表示とみなす。
- 3 第二号新特定商取引法第十二条の三第三項(第二号新特定商取引法第十二条の第二項において読み替えて準用する場合を含む。)、第三十六条の三第三項(第二号新特定商取引法第三項において読み替えて準用する場合を含む。)及び第五十四条の四第二項にお明明を含む。)の施行の四第二号に掲げる規定の施行ののでは、所則第一条第二号に掲げる規定の施行のをすることにつきその相手方から受けた請求電子メール広告等については、適用しない。

# - 改正法·附則- ~ 平成20年 6月18日 法律 第74号~

施行日:平成20年12月 1日

# ◆追加◆

第四条 第二条の規定による改正後の特定商取引に 関する法律(以下この条において「新特定商取 引法」という。)第四条及び第十八条の規定 は、この法律の施行後に販売業者又は役務提供 事業者が受けた売買契約又は役務提供契約の申 込みについて適用し、この法律の施行前に販売 業者又は役務提供事業者が受けた第二条の規定 による改正前の特定商取引に関する法律第二条 第四項に規定する指定商品若しくは指定権利又

- は指定役務(以下「特定指定商品等」という。)の売買契約又は役務提供契約の申込みについては、なお従前の例による。
- 2 新特定商取引法第五条及び第十九条の規定は、 この法律の施行後に締結された売買契約又は役 務提供契約について適用し、この法律の施行前 に締結された特定指定商品等の売買契約又は役 務提供契約については、なお従前の例による。
- 3 新特定商取引法第九条及び第二十四条の規定 は、この法律の施行後に販売業者若しくは役務 提供事業者が受けた売買契約若しくは役務提供 契約の申込み又はこの法律の施行後に締結され た売買契約若しくは役務提供契約(この法律の施行前にその申込みを受けたものを販売で 施行前にその申込みを受けたものを販売で しくは役務提供契約の申込みに係る売買契約若しくは役務提供契約 の法律の施行後に締結された場合は はその申込みに係る売買契約若しくは役務提供契約 におるその売買契約若しくは役務提供契約に おけるその売買契約若しくは役務提供契約に おけるその施行前に締結された特定指に の売買契約若しくは役務提供契約に この法律の施行前に総務提供契約に この法律の例による。
- 4 新特定商取引法第九条の二の規定は、この法律 の施行前に販売業者若しくは役務提供事業者が 受けた売買契約若しくは役務提供契約の申込み 若しくはその申込みに係る売買契約若しくは役 務提供契約がこの法律の施行後に締結された場 合におけるその売買契約若しくは役務提供契約 又はこの法律の施行前に締結された売買契約若 しくは役務提供契約については、適用しない。
- 5 新特定商取引法第十条及び第二十五条の規定 は、この法律の施行前に締結された売買契約又 は役務提供契約(特定指定商品等に係るものを 除く。)については、適用しない。
- 6 この法律の施行の際既に新特定商取引法第十二条の三第一項第一号に規定する通信販売電子メール広告(特定指定商品等に係るものを除く。)をすることにつきその相手方から受けている請求又はその相手方から得ている承諾は、通信販売電子メール広告をすることにつきその相手方から受けた請求又はその相手方から得た承諾とみなす。
- 7 この法律の施行の際既にされている意思の表示であって、新特定商取引法第十二条の三第一項第一号に規定する通信販売電子メール広告(特定指定商品等に係るものを除く。)の提供を受けない旨のものは、同条第二項(新特定商取引法第十二条の四第二項において準用する場合を含む。)に規定する意思の表示とみなす。
- 8 新特定商取引法第十二条の三第三項(新特定商取引法第十二条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の日前に新特定商取引法第十二条の三第一項第一号に規定する通信販売電子メール広告(特定指定商品等に係るものを除く。)をすることにつきその相手方から受けた請求又はその

- 相手方から得た承諾に基づく通信販売電子メール広告については、適用しない。
- 9 新特定商取引法第十三条及び第二十条の規定 は、この法律の施行前に販売業者又は役務提供 事業者が受けた売買契約又は役務提供契約の申 込み(特定指定商品等に係るものを除く。)に ついては、適用しない。
- 10 新特定商取引法第十五条の二の規定は、この法律の施行前に販売業者が受けた売買契約の申込み若しくはその申込みに係る売買契約がこの法律の施行後に締結された場合におけるその売買契約又はこの法律の施行前に締結された売買契約については、適用しない。
- 11 新特定商取引法第六十七条第一項第五号に定める主務大臣は、この法律の施行の日前においても新特定商取引法第二十六条第一項第八号二、第二項、第三項各号、第四項第一号若しくは第二号、第五項第二号又は第六項第二号の政令の制定の立案のために消費経済審議会に諮問することができる。
- 12 経済産業大臣は、この法律の施行の日前においても新特定商取引法第二十六条第四項第三号又は第六項第一号の政令の制定の立案のために消費経済審議会に諮問することができる。
- 13 この法律の施行の際現にその名称又は商号中に、訪問販売協会若しくは訪問販売協会会員又は通信販売協会会員であると誤認されるおそれのある文字を用いている者については、新特定商取引法第二十八条及び第三十一条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

# - 改正法·附則- ~ 平成*20*年 6月18日 法律 第74号~

施行日:平成20年12月 1日

◆追加◆

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為及び前二条の 規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対す る罰則の適用については、なお従前の例による。

# - 改正法·附則- ~ 平成20年 6月18日 法律 第74号~

施行日:平成20年12月1日

◆追加◆

(政令への委任)

第七条 附則第三条から前条までに規定するものの ほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置 (罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で 定める。

# - 改正法·附則- ~ 平成20年 6月18日 法律 第74号~

|施行日:平成20年12月 1日

◆追加◆

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した

| I                     |
|-----------------------|
| 場合において、この法律による改正後の特定商 |
|                       |
| 取引に関する法律及び割賦販売法の規定の施行 |
|                       |
| の地にについて投票を加え、2両ボモフに取り |
| の状況について検討を加え、必要があると認め |
|                       |
| るときは、その結果に基づいて所要の措置を講 |
| しここは、この個人に至してこれをの旨置と時 |
| ずるものとする。              |
| 9 <b>るものと</b> 9 る。    |